

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（大飯発電所第3号機の設計及び工事計画届出並びに工事計画届出（加圧器安全弁取替工事））【2】」

2. 日時：令和5年7月28日（金） 10時00分～12時00分
16時25分～18時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
坂本安全審査官、上原安全審査専門職

関西電力株式会社：

大飯発電所 機械保修課 課長◎ 他4名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 大飯発電所3号機 加圧器安全弁取替工事に係る設計及び工事計画届出 説明事項リスト
- ・資料2 大飯3号機 加圧器安全弁取替工事に係る設計及び工事計画届出書について 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の西内です。それではこれから発電所3号機の加圧器安全弁取替工事に係る設計及び工事の計画の届け出に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それでは先週前回のヒアリングでの事実確認を踏まえて、補足説明書の方供述いただいていると思うので、簡単に結構ですので冒頭関西電力の方から内容説明をいただいてもよろしいですか。
0:00:30	はい。関西電力の植田です。それでは、ご説明いたします。まず資料リストで資料1として、説明事項リスト、資料2に補足説明資料を添付しております。
0:00:42	資料1が、この説明事項リストということで、前回いただいたコメントを踏まえまして、修正方針ちょっと記載しておりますので、それと、添付資料2を紐付けながらご説明させていただきます。
0:00:57	まず資料1をご確認ください。1-1、1-2ですね、便座RIP高さの変化、毎定検実施している点検内容等を踏まえ、県を充実し、することということ。また、
0:01:11	取替実績について整理することということで、こちらは添付資料2の補足説明の1ページ目でございます。
0:01:22	1ページ目の左のところに工事目的、記載しておりますけども、こことここに、経緯、及び参考のところですね、加圧器安全弁がどういう点検をしていて、毎定検実施、保安規定の要求に基づき毎定検実施している旨を記載してます。
0:01:39	あわせてその分解点検で、手入れに際して、シート面が高さが減少していくので今回取りかえに至ったということで経緯を記載しております。
0:01:49	で、参考で、過去に化学安全認識取りかえの実績を記載しております、これは今回の理由である経年劣化低利指導の減少によるものではなくて、
0:02:00	国産化によるものということで整理しております。今回の定例指導減少に伴うことは、取りかえは初めてですということを補足させて、
0:02:10	ます。
0:02:12	以上がですね、資料1-1-1と1-2のところでございます。続きまして、少し順番を逆転
0:02:24	すいません、上からいきます。1-3ですけども、建設工認の構造図と、届け出、今回届け出た構造図、異なる点、整理することということで、こちらはですね、補足説明資料の29ページに記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	29 ページ、1 枚めくっていただいでですね 30 ページのところに、どういったところ違いがあるかというふうに記載、列記しております。
0:02:51	ただですね、建設時の工認の際に構造図で明示してないだけでですね、建設当時から現在まで、部品取りかえの増減とかはなくてですね、
0:03:02	今回取りかえる、20 日安全弁も
0:03:06	別の加圧器安全弁も
0:03:07	同一仕様ですよということを記載しております。
0:03:11	以上が、補足説明、市野さんの回答でございます。
0:03:17	続きましてコメント資料、回答資料に戻っていただきまして、1-4、特に加圧器安全弁の独立性のお話、1-5、試験検査性のお話。
0:03:29	1-6、放射線機器を考慮する機器、考慮しない機器の整理ということで、こちらはですね、補足説明資料、23 ページ及び 24 ページのところの、
0:03:40	健全性に関する説明書の補足説明資料として、記載しております。
0:03:47	まず、23 ページご覧ください。
0:03:51	5 ポツ(1)ですけども、こちら独立性に関する設計上の考慮を記載しております。ハタケ安全弁ですけども、以下の設計上の考慮事項ということで、
0:04:02	これらを考慮することで、共通要因故障に共通要因の故障に至らないというように、設計しているというものでございます。
0:04:11	ちょっと、今回、同じものでありますので設計は、今回もこれまでも変わりませんということを記載しております。
0:04:18	参考で、なんですけども、十四条の 1 項の取り扱いということを記載しております。
0:04:24	十四条 1 項の方で、単一故障について記載されておりますが、加圧器安全弁に関しましては、すいません。第一条、十四条 1 項のところで、
0:04:37	1 枚 2 枚、
0:04:41	全員、
0:04:42	2 枚めくっていただいで、25 ページのところに、技術基準規則の抜粋してるんですけども、単一故障は短期間では増設時長期間では、動的と静的
0:04:56	を考慮しなさいということが書かれておりまして、また 23 ページに戻ります。加圧器安全弁、静的機器ということで、事故時の単一故障が考慮すべき事項というふうに整理しています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	状況踏まえまして、今回の説明書でも、設計方針としては記載させていただいてるんですが、自体、かつ安全弁に機能が求められるというのはですね事故事象が発生してからの、
0:05:26	一次冷却系が加圧になる奥丹治か極めて短い時間事故後の短時間短期間になりますので、次、
0:05:34	長期化に関しては、加圧器安全弁は期待しておりません。従いまして、加圧器安全弁は 14 条の 1 項適用は受けませんが、多重性または同様、多様性及び独立
0:05:48	というふうに整理しております。
0:05:52	続きまして耐放射線性です。1 枚めくって 24 ページでございます。放射線に関しましては、
0:06:02	既工事計画の健全性に関する説明書でも記載しているんですけども、少し下線を引いて引っ張っておりますが、最後斜線が低いと考えられるエパあとは電気絶縁や電信号、電気品、
0:06:15	に関して考慮されておまして、今回、待望し、香月安全弁、に関しましては、弁本体が金属材料であり、またガスケットに関しましては、
0:06:28	膨張黒鉛フィラー＋金属フープで、耐放射線の高い渦巻きガスケットを使用しておりますので、こちらは加圧器安全弁、放射線による影響がないことが明らかというところなので、
0:06:42	既工事計画との整合を踏まえて、本説明書届け出資料の方、そこまでは明記せず、今回の補足で記載させていただいており、
0:06:53	続きまして試験検査性です。
0:06:56	試験検査せえ冒頭の工事概要でも少し申し上げましたが、外観分解機能性の漏えい検査ということを実施します。それらに当たりまして、取り付け、
0:07:08	その加圧器安全弁の点検自体はですね、取付箇所である箱崎のフロアではなくて、別の検査装置のある場所に持っていく必要がございます。従いましてその取り付け箇所である、その●●(非開示情報)のところでは、
0:07:24	取り外し、取り付けができる配管空間を設計した備えた設計としていて、また、取り外しが可能なようなフランジ構造としております。
0:07:35	以上が、健全性に関する説明書の細木でございます。
0:07:41	続きまして、また、資料 1 に戻っていきまして、いただきまして、1-7 というところで、技術基準の 33 条の 1 号には該当せずに、2 号に該当する旨を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	記載、整理することということで、こちらはですね、補足説明資料の 9 ページのところに記載しております。
0:08:05	9 ページに記載している通りですね、加圧器安全弁、基本設計方針と照らし合わせて、加圧器加圧器スプレイ弁や加圧器逃がし弁、エアフィルターと合わせて、
0:08:18	あと、
0:08:22	一次冷却材圧力を設定したもの、必要があるということで、加圧器圧力制御系、第 2 号に該当するというふうに整理して、
0:08:30	一方ですね、1 号側の一次冷却系に該当する設備、というのはですね、一次冷却材と二次冷却材の熱交換を行うというところで、具体的には、蒸気発生器、一次冷却附帯ポンプ及び一次冷却材管ということ。
0:08:46	記載しておりますので、加圧器安全弁は、この当該の 5 には該当しないというふうに整理しております。
0:08:56	以上で以上が 1-7 の説明。
0:09:01	続きまして、また、資料 1 に戻っていただきまして、1-8 です。加圧器安全弁の構造についてはどの規格に基づき、どのような設計
0:09:12	としているかというところで、こちらは 31 ページに記載して、31 ページからお伝えしております。
0:09:21	かつ安全面、は技術基準 20 条、及びその解釈に基づきまして、設計建設規格と事例規格に基づく設計をせよということで記載されております。
0:09:34	上記を踏まえましてですね、代表 71 に、安全弁、設計建設規格に記載されている構造の要求事項を記載しており、
0:09:45	続きまして 1 枚めくっていただいて、表 7-2、こちらに過圧防護規程に関する要求事項を記載しております。
0:09:57	で、表 7-1、1 枚戻っていただきまして 31 ページのところなんですけれども、(1)の設計要求のところですね、設計建設の中で、JISB810-1994 のポツ及び 6 ポツに基づく積
0:10:13	形とすることということになっておりますので、それを踏まえまして、1 枚めくっていただいて、32 ページの表 7 ポツ 3 のところに、実の 8 日 0、
0:10:26	の構造、後、要求、また形状寸法の要求を記載しております。
0:10:35	これら、それぞれの要求に対して、それを満足するような設計となっておりますよということを、設計結果の欄にいき一応の形で記載させていただいております。
0:10:48	詳細は 1 個 1 個説明すると少し長くなってしまいますので、簡単ではありますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:57	方向性ということでご説明させていただきました。
0:11:02	以上が 1-8 でございます。
0:11:08	以上をもちまして先日いただいたコメント 1-1 から 1-8 の回答に伴う補足説明資料の充実内容についてご説明いたしました。
0:11:21	以上です。
0:11:23	はい。規制庁西内です。
0:11:26	こちらからちょっと確認を進めていきたいんですけど、ちょっと順不同になりますけど、こちらから順次確認をしていきたいと思います。
0:11:45	規制庁の阪本です。
0:11:47	私からまだ質問させていただきますが、
0:11:50	まず、
0:11:51	15 条の設計、
0:11:53	計基準対象施設の機能、
0:11:54	ところなんですけど、
0:11:57	添付
0:11:58	届け出の添付 4 のところで、
0:12:04	添付 4-3 ページですか、影響防止の
0:12:06	ところですね。
0:12:08	一応、
0:12:09	設計技術基準規則の 15 条の 4 高校に基づいて他の設備から計器を受け安全性を損なう内容を配置上の考慮を行う設計とするって、
0:12:19	書かれてるとは思うんですけど、ちなみにこれ、
0:12:24	飛来物からの防護措置について書かれてるとは思うんです。
0:12:31	タービン
0:12:33	ミサイル的なものの防護で、そういうのは多分受けるほうの話ですから経費を受けないように、
0:12:38	考慮するってということだと思んですけど。
0:12:40	これは前弁自体、
0:12:42	ガーダー内部
0:12:44	エネルギーの高い流体を内蔵する弁に当たると思っていてそれが、
0:12:48	ヒライする方つまり加害者側になる方の設計っていうのは考慮しているんでしょうか。
0:13:03	関西電力の植田でございます。おっしゃる通り技術基準の 15 条第 4 項に関しましては、内部発生飛散物による影響を受けない、いわゆる被害者にならないように設計しなさいということです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:18	で、ご質問いただいた加害者側にならないのかというところそこをどう考慮していくのかというところにつきましては、そちらはですね、SAの方の54条の方で、要求を受けていると、いうふうに考えておりました、
0:13:34	そちらは、今回届け出させてもらった4-3のところの重大事故。
0:13:41	2ポツの悪影響防止の2段落目になるんですけども、内部発生資産物による影響については既工事計画にて考慮しており、本届け出において設計に変更がない
0:13:52	考慮不要であるということで、説明させていただいております。
0:13:58	以上です。
0:14:03	規制庁サカモトで少々お待ちください。
0:14:15	規制庁ニシウチですけど、
0:14:17	ちょっと意味合いをもうちょっとは確認したいんですけど。
0:14:20	50条でやってるっていう。
0:14:23	何て言うんですかね、Dじゃなくて5、SA側でやってますよっていう回答ではないのかなっていうふうに思っていて、
0:14:31	直接的に要求してないっていうような言い方なのか、要は、
0:14:37	DBの15条4項の条文は、設計基準対象施設に属する設備っていうものの安全設備というものが、
0:14:47	ヒライ分II
0:14:49	飛散物によって安全性を損なわないようにっていうその被害者側がちゃんとその
0:14:56	ようなものがそういったその影響を受けないようにちゃんと対策してねっていう意味合いになっていて、
0:15:02	一方で54条の方では、そういった悪影響防止もありますけど、SA設備自体が他に悪影響を及ぼさないようにっていう要は加害者にならないようにっていう要求をSMを直接要求していて、
0:15:14	日比イワマと書いてない。
0:15:16	ていうのはその違いがまずあるんだと思っていますと。
0:15:20	で、
0:15:20	一方でちょっと隠し視点を変えてですね。
0:15:23	今回の加圧器安全弁が、DBAの15条の中で、被害者にならないように、加害者にならないように措置せよっていう直接的な要求はない。
0:15:35	一方で、ちょっと視点を変えて、他の安全設備、
0:15:39	加圧器例えば加圧器安全面周辺にある安全設備が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:44	加圧器安全弁っていう内部発生の高い流体を内蔵する弁、その他配管とかも含めてですけど、そういったもののうのうの損壊に伴う飛散物。
0:15:54	によって悪影響を受けないよう、SOAの安全性を損なわないような設計にはもちろんなってなきゃいけないわけですよ。
0:16:02	そういう意味では、今回の届け出範囲というかちょっと微妙なところなんですけど、
0:16:07	他の設備の、
0:16:09	その飛散物の防止設計の前提条件にはなっている。
0:16:13	この加圧器安全弁っていうパーツが、
0:16:18	という理解をされていて、
0:16:20	ね。ただ、それは、他のところでも説明されると思うんですけど、結局バウンダリー
0:16:27	内部はっす内部発生エネルギーの高い流体はバウンダリーですよ。
0:16:32	バウンダリーとしてちゃんと負荷耐える設計にもしていますし、そういった飛散物が発生しないような、ちゃんと設計にして構造設計にしている。
0:16:40	ということで、そもそも、他の安全設備を、
0:16:44	飛散物防止設計するにあたって多分加圧器安全弁の損壊まで特に想定してないっていうことなのかなと理解してるんですけど。
0:16:54	今ちょっと私がちょっと長目にしゃべっちゃったんですけど、何かお話。
0:16:58	聞いてて何か認識にそごありそうな部分とかってあります。
0:17:06	関西電力の大井発電所二ワでございます。解説ありがとうございますイトウ、理解いたしましたおっしゃる通りで、被害者にならないようにとは言いながらもの間の安全施設に対して、
0:17:19	加圧器安全弁が、加害者になってはいけないというのは、当然前提としてありますって、RCPBの場合は、当然ながら、破損想定を
0:17:33	した上で、評価はするんですけども、基本的にRCPBの場合は、どこもそうですけどあの辺団体というよりは、ターミナルエンドウですね。
0:17:45	完全に6次固定されたようなところを、破損想定する、或いは耐震として弱いようなところ、そういったところを評価対象として、評価してますですんでCPでいくと、よくターミナルエンドウとかして評価する対象になるのが、
0:18:03	ですね、RVの出入口管台とか加圧器の澤田さん。
0:18:08	重点管理。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:10	そういう考えみたいところが抽出対象になってて、そういったものに対して或いはLBBが成立しますよとかですね、内部高エネルギーの内部エネルギーの高い流体の紛失で、設備影響を及ぼさないというのが評価済みで
0:18:26	現段階に対しては、内部発生飛来物を想定する評価対象ではないっていうのがまず整理の一つですんで、あともう一つは、先ほどおっしゃられたように、一次冷却材の温度を内圧に最高主圧力に対して耐える構造を持ってないといけないので、それで
0:18:46	もって弁単体の破壊を防止しているとかそういう整理でございますんで、おおよそ、認識は合っているのかなと私感じましたけれども、今のご説明でよろしかったでしょうか。
0:18:59	規制庁西内です。
0:19:02	ちょっとまずう、補足説明資料の方にはちょっと記載を充実しておいていただきたいなと思っていて、今まさに説明いただいたような内容ですね。
0:19:13	概ね認識は合ってるのかなと思っていて、
0:19:17	結局、添付資料 2、どこまで記載するかってそういう話があると思うんです。
0:19:24	要は、
0:19:32	今回の
0:19:34	取替工事範囲、
0:19:36	工事対象設備としては加圧器安全弁ですね。もうそれは間違いないと思うんです。
0:19:42	一方で、
0:19:44	その工事。
0:19:45	対象。
0:19:47	範囲、
0:19:48	例えばちょっとわかりやすい例でいうと、多分蒸気タービンを取りかえることになった場合とか、それこそアノピーだったらポンプフライファイルとかを取りかえることになった場合って、
0:20:00	多分まさにこの 15 条 4 項って加害者側的な意味合いでもちゃんと説明されますよね。
0:20:08	それと多分今回同じ話だと思ってちょっと確認をしたんですけど、ただ、
0:20:13	さっきご説明いただいた大きく二つあったと思うんですけど、ちょっと後者から先に行く、まずそもそもRCPBっていうことに対してしっかり構造設計しているっていうのは、それはむしろ、むしろ他のところとか基本

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	設計方針とかも含めて、ちゃんと他のところの説明としても説明されてますよね。
0:20:30	まだ情報としては一応記載はされていて、
0:20:33	プラスでその上で、さらに破損想定置くかどうかって話に関して言えば、従前からターミナルエンドみたいなそういうところを弱いところっていうのを特に置くような設計にしている今回は特に配管の破損までそう、弁の破損まで想定してない。
0:20:46	だから特段の添付資料にも言及していない。
0:20:50	ていうそういうような整理なのかなあとちょっと。
0:20:52	理解をしたんというふうになんか思ったんですけど、何か認識にそごあります。
0:20:59	はい関西電力大江発電所の丹羽でございます。おっしゃる通りでございます。その整理二相認識そごはございません。
0:21:10	はい。規制庁西内です。
0:21:14	ちょっと、
0:21:14	とですね確認したかったのか。
0:21:18	先ほど説明いただいた、いわゆる弁の破損を想定おきますよう、
0:21:24	ターミナルエンドとか、そういうところに置きますよって話して、
0:21:27	新基準のときの工事計画とか真木こそそれより前でもいいんですけど、添付資料とかでも説明されてますよね。飛来物の発生防止対策っていう多分点ぷーはあると思うんですけど、
0:21:46	関西電力の丹羽でございます。そうですね新規性基準の時に、説明してるのは変更があった設備に対して、
0:21:56	ご説明をしています。例えば、内部発生飛来物の説明書で、大和ポンプであるとか、空冷DGとか、
0:22:08	新しくスイセ新設されたような設備が高速回転機器になって、加害者になることはない。つまり、すなわち、安全施設被害者側は大丈夫だよと。
0:22:23	いう説明の仕方をしてます。配管側も、1個だけ、基準要求が変わったものがあるって、RCPBの拡大範囲ということでRHRSちゃうの。
0:22:38	第2年まで拡大されたというところがあるって、それについては、LBBの成立性みたいなところを確認して評価しています。ですんで、基準要求に変更があった或いは設備に変更があったもののみに対して、
0:22:55	説明書を作ってますですね、今回の場合は全く変更がございませんので、少しそれとは整理が違うかなと、我々認識しています。以上です。
0:23:10	はい。規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	ちょっと、割と工認、こういった工認やる時にちょっといつも疑問に思うのがですね、
0:23:18	流体振動の説明昭和一方でついてるじゃないですか。
0:23:24	あれも言うなれば、今回はほぼほぼ近い意味合いになってるのかなと思っていて、
0:23:30	ただその添付資料ごとにつけるつけないの判断がちょっとよくわからないなっていうのが正直な気持ちなんで、正直なところで考えてるんですけど。
0:23:38	何か流体振動はつけてるけどこっちはつけてないっていう何かそういうような横串でちょっと説明できます。
0:23:50	混載電力発電所ではい少々お待ちください。
0:25:04	関西電力アノニワでございます例えばですね、補足説明資料の9ページで条文整理表で、例えば十九条なんかはですね
0:25:17	一次冷却系統に係る弁であることから、19条の適用条文になるということで、直接、
0:25:25	この安全弁、加圧器安全弁に対して、説明せよという要求があって、かつ、流体振動のに関する説明書を添付すること
0:25:38	これに相当対応する説明書ですんでここはやはり付けねばならんだろうと。
0:25:44	一方で、15条の内部発生飛来物についてはどちらかというとその被害者にならないっていうことが、直接の要求でございますんで、周辺の環境特に今回は変えるものではないので、
0:25:59	そこは健全性の説明書で触れる。
0:26:04	いう形で終わっていると、ちょっとそんな整理の違いをさせていただきます。以上です。
0:26:11	規制庁西内です。
0:26:14	あれ、健全性の説明書で、
0:26:18	加害者にならないっていうことは触れてないっていう理解でいいんですよ。
0:26:23	触れてるって理解なんでしたっけ。
0:26:28	私は。
0:26:34	はい。
0:26:35	関西電力大井発電所の丹羽でございます。その通りです15条の4項という観点においては加害者にならないということは、適用上、条文に対応する言葉ではありませんので書いてございません。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:54	規制庁西内です。
0:27:03	だからDB上で直接的な要求がないから記載してないってそういうことですかね。
0:27:09	例えばですけど、
0:27:17	わかりましたちょっとどこまで記載するかっていう話は少しくいったコイケアノ個別ケースのときによく整理が必要な気がしますけど、要は、
0:27:28	あくまでその何ていうんですかね我々ってこの施工認定、
0:27:33	設備を規制しているというよりは小工事を、工事行為を規制してルー制度なんですよ。
0:27:40	というふうに考えると、今回やる工事で、
0:27:44	要は、
0:27:46	適合性に関連する内容は、我々確認する必要があると思っていて、そういう意味でいうと、被害者加害者は多分関係ないと思うんですよ。
0:27:55	今回の工事で、
0:27:56	もちろんもともとその加害者にならないっていう設計をちゃんとしていてそれでその他の、
0:28:02	安全設備っていうものがいわゆる被害者にならない設計だというふうに適合性を見ているのであれば、やっぱりそこには加害者の意味合いも入ってきていて、何か、
0:28:12	関連はするやっぱりパーツになると思うんですよ。
0:28:15	だからそういう意味でいう等、
0:28:18	どこまで記載するんだってそういう話はちょっとよく整理が必要なのかなと、ちょっと一つ思いますと、
0:28:23	一方で、今回の話に関して言えば、少なくともバウンダリー
0:28:31	としての構造設計を担当しているってこと説明オカ蒲生尼子金これはもう確認はしますけど、一応他のところでも確認はできますし、
0:28:39	かつ、
0:28:42	この機構に新基準購入時にもういわゆる破損を想定している箇所にも該当しないということが確認は十分できるので、そういった意味合いを持ってっていうところろ、
0:28:53	特段適合性としてはっていうそういう意味合いはあるのかなと思うんです。
0:28:59	ちょっとその意味合いは今後もよくちょっと確認はお互い、お互いによく共通認識取れるように進めていければいいのかなあと思います。ちょっと今日確認したような内容は補足説明資料の方にもちょっとまずは整

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	理、関西電力としてこういう整理こういう考えで今回添付資料作成しているものですよという考え方をちょっと記載をしておいていただければと思うんですけど。
0:29:25	関西電力大江発電所のようにございます。承知いたしました。今、ディスカッションさせていただいた整理のもとでは、加害者にならないという設計は、
0:29:37	全部説明書には書かないものの、やはりおっしゃるように、基準適合という立場で考えると、加圧器安全弁が当然加害者にもならないというのは、当然必要でございますんで、
0:29:51	その辺りは補足説明資料に追記させていただきます。以上です。
0:30:02	規制庁西内です。
0:30:04	多分そこですね、いや、うん。結論が多分ですね。
0:30:10	考え方によって何かどっちにもこのVISAっていうのが正直なところでして、
0:30:15	家感覚としては、
0:30:18	言うなれば若干決めの問題なのかなって思うところもあります。
0:30:23	で、少なくとも今回関西電力としては、加圧器安全弁の取りかえ工事であって、加圧器安全部に係る直接的な要求のところ、
0:30:34	直接要求されている部分では 10 条 15 条の 4 項に関して言えば、加圧器安全弁が被害者とならないように、防護設計をしているということを説明いただいている。
0:30:45	添付資料では説明している。
0:30:49	当然にして、他設備、要は、
0:30:52	他設備の適合性に影響がないっていう観点はもちろん持ち合わせていて、
0:30:59	今回の加圧器安全に関してはさっき言ったような二つの理由があって、特段添付資料にももちろん記載はしていないっていうそういうような理解だと思いましたけど。
0:31:11	なので何ていうんですかね綺麗に整理された結論というよりかは、少なくとも関西電力としてそう考えているのでその考え方をしっかりまず補足説明の方に、整理整理として記載をいただければと思いますというところですよ。
0:31:26	はい。コメントいただいた内容承知しました。
0:31:31	うん。
0:31:34	少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	衛藤規制庁ニシウチです。
0:31:46	一旦ちょっと考え方、少なくとも
0:31:50	添付資料に記載するしないとかっていう整理の前に、やろうとしてることはまだ把握したので、
0:31:56	やろうとしてるというか実際に考えていることを含めてそれはない内容的にはは理解をできましたので、
0:32:02	ちょっと一旦補アノ添付資料に何か記載するかしないかの考え方的なところはちょっとほかのところの話も含めてちょっと一緒に考えていきたいんですけど。
0:32:13	そういう意味でちょっと1回話を変えてすみません。
0:32:17	届け出添付資料の、
0:32:25	添付資料の3の応力腐食割れの説明書をちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:32:42	ぶっちゃけ今開けてますか。
0:32:46	入れております。
0:32:48	ちょっとまずこの添付資料の位置付け確認したいので最初の冒頭、の概要部分、1ポツ概要部分なんですけど、
0:32:59	これってその冒頭で、17条18条並びにそれらの解釈に基づきって書いてあるんですけど、
0:33:07	ここってどういう理解でしたっけ。
0:33:12	17条と18条それらの解釈に基づく設計って今回してるんでしたっけ。
0:33:21	はい。関西電力の植田でございます。
0:33:31	補足説明資料のですね、
0:33:39	6ページのところに、
0:33:43	記載しているんですけども、おっしゃる通り17条を18条に関しましては、安全弁はアノ+機器に該当しないということで、審査対象条文とはならないと。
0:33:55	いうふうに整理をしております。
0:33:58	ただですね、20条の方に技術基準の20条をご確認いただきたいんですけども、
0:34:10	規制庁西内です。20条に基づく設計ということは理解できていて、はい。最初に僕の質問はここで17条18条それらの解釈に基づきって書いてあるので、これはどういう意図で書いてるんでしたっけっていうことを確認したかった17条18条。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:26	という数字自体はですね、これまでの各既工認のところで、当該載せ説明資料ですね、当該の説明資料は 17 条 18 条に基づいて、記載するものということで、それを踏襲する形で、
0:34:43	17 条 18 条というふうに記載しております。
0:34:47	規制庁西内ですけど、それは踏襲できるものなんでしょう。
0:34:52	ちょっとよくわかってないんでちょっとその既工認が何を指すかがよくわかってないんですけどね。
0:34:56	新基準の時には今回の安全弁について多分あの 17 条 18 の設計で何か説明してないかと思っていて、
0:35:05	何か機構にを引っ張っても何の意味がないんじゃないかなって思ってるんですけど。
0:35:13	関西電力の植田です。少々お待ちください。
0:35:17	規制庁西内ですけど端的に言うと、
0:35:20	何かここは正直、
0:35:22	記載ミスなのかなという単純に何か機械的に何か委員おっしゃっただけなのかなって思ってるんですけど。
0:35:28	単純に今回の申請届け出に関して言えば、20 条に基づきっていうだけですよね。
0:35:34	と理解してるんですけど。はい。関西電力の上田です。17 条、書いてるところとしまして 20 条の 1 個、20 条のところの要求の 3 号のところ、
0:35:48	安全弁等の材料というのは、クラス 1 容器及びクラス 1 管に取りつけられる安全弁等の材料にあつては、17 条の第 1 項の規定に準ずることということで、ここで第 17 条の第 1 項の、
0:36:01	規定に準ずるといふふうに記載されています。で、十四条の方の第 1 項の方を、に行きますと、
0:36:13	クラス 1 機器、人材料については以下によることということ、が書かれてまして、ここでですね解釈の方で応力腐食割れ発生の考慮に対する考慮によることといふふうに記載されておりますので、
0:36:29	直接的に安全弁が要求されるのは 20 条だといふふうには認識しているんですが、17 条側に準ずるといふことになってますので、そちらの記載をしているというものでございます。
0:36:43	以上です。
0:36:46	規制庁西内ですけど、20 条を書いてない理由は、
0:36:51	何かあるんでしょう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:56	いう所を記載してない理由としましては、あくまで直接的に要求を受けるのは 20 条ではなくて、この全部の説明書として求められているのはあくまで十七条として求められていると、いうことから、
0:37:11	届け出資料の方には、20 条というふうな記載はしておりません。
0:37:16	以上でございます。ニシウチですけどそれは何かどこかで整理されているんですけど。
0:37:22	それは何か、どういう。
0:37:25	何に基づいてそういう考え方をしている。
0:37:29	逆に言うと 17 条にも、要求に対応する説明資料であれば今回添付する必要はないんじゃないですかという気もするんですけど。
0:37:38	要は他、他の条項と同じで、基本設計方針で考え方を多く説明していて、添付資料に記載して全部添付しない整理で補足説明書で具体的内容を説明するって他の内容と何か、
0:37:52	同じような整理なのかなという気もちょっとしたんですけど。
0:37:56	要は 20 条として、
0:37:58	NO適合性を説明する意味合いで付けようとしているのか。
0:38:03	つけないのかっていう多分どっちかに委託なのかなあと今回の関係に関してには思ってたっていうところなんですよね。
0:38:13	関西電力丹羽でございます。ここのプラス 1SCCの説明書はですね、安全弁というよりかは、プラス 1 材料に対する要求を説明する、説明書だと認識してます。安全弁自体は大枠自体で言えば 20 条で、
0:38:31	設計要求はあるんですけども、結局その材料要求自体は、十四条飛びますんで、17 条の材料で要求される材料を使うにあたっては、SCC が、
0:38:43	必要だということで、17 条を書いているというものです。あれなんでちょっと安全弁というよりかは十四条適用を受ける材料を使うことに対して、このSCC説明書を使っているというちょっとそういう整理してございます。
0:39:00	以上です。
0:39:02	規制庁西内です。ちょっともう少し、
0:39:07	ちょっともう少し確認したいんですけど。
0:39:12	20 条の適合性を示すにあたって、補足の中でご認識の通り、17 条 2 飛ばすっていう、
0:39:22	ような部分もあって、
0:39:23	一方で、
0:39:26	入って結局、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:29	解釈、20 条の解釈に書いてますけど、
0:39:33	設計建設規格に基づく設計をすることで、20 条に適合する説明をしているわけではないんですけど。
0:39:47	そうですねではないです
0:39:50	強度経産省。
0:39:52	安全加圧器安全弁の場合は、ないものですから、説明書としてはつけなかったんですけども、そういう意味で、前回ヒアリングいただいたときに、20 条に対する設計建設規格なりも、
0:40:08	に基づく構造要求への対応については、補足で書かなければならないというのは確かにその通りだなということで、今回補足で新たに追加したと、こういうものです。
0:40:21	以上です。
0:40:23	規制庁西内です。ちょっと若干すみません土肥と回答がすれ違っちゃってたんでもう 1 回確認をしたいんですけど。
0:40:31	私確認したかったのは、
0:40:33	この応力腐食割れとかも含めたいいわゆる材料安全弁の材料、
0:40:38	の設計っていうのは、
0:40:41	この本法即納 17 条の規定を準用して設計しているっていうふうに理解すればいいのか、それともその解釈に基づいて設計建設規格、もしか事例規格、
0:40:56	2 適合するように設計するって書いてあるんですけど、その中でもその材料についても一般要求と設置を飛ばしてはいるんですよ。
0:41:04	それに基づき設計しているのか、どちらですかっていうのをちょっと、井戸を確認したかったっていうところですね。
0:41:14	はい。関西電力丹羽でございます。材料については、本則側の規定によります。
0:41:23	それ以外の構造については解釈にありますように、第 24 期生閲覧ベース欄コメントは次の一番下にいずれかによることということで、
0:41:35	設計建設規格の事例比較が呼び込まれてるのでそちらに基づいて設計することになりますただ、材料の方はそちらからいっても、結局クラス 1、材料にたどり着くので、読み方によって設計が変わることは実際はないというのが実際でございます。
0:41:56	規制庁西内ですけど。
0:41:58	ちょっと僕、理解が違ってですね、基本設計方針をちょっと確認しながら、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:04	行きたいんですけど、基本設計方針の 3-11-93 ページですかね。
0:42:22	開けてますでしょうか。
0:42:25	はい。近い。
0:42:28	分娩に対しての設計でこ行で記載をされていて、安全面でクラス盤機器じゃないので、いわゆる現例の共通項目で、材料強度的な設計を記載してると思うんですけどそっちは読んでないということだと思っよ。
0:42:41	そうすると、安全弁のいわゆる材料構造的な話もこの安全面等の中で読んでるって私理解をされていて、そうすると、一番しょっぱなで、
0:42:51	設計建設規格と事例規格に適合するよう以下の通り設計するって書いていて、それ以降、以下の通りっていうのはこの設計建設規格に適合する設計の説明なので、
0:43:02	要は 17 条を準用して設計っていうような行為、要は基本設計方針上でいうところの現 0 の共通項目に準用するような設計ってしてないっていうふう私理解してたんですよ。
0:43:15	この基本設計方針の構成上、
0:43:21	だからいわゆる設計建設規格事例規格に基づいて、この材料っていう、応力腐食割れの話も含めて材料というのはせ設計をされていて、
0:43:32	この設計建設規格の十勝の安全面に行くと一般要求として材料っていうものはそのクラス案の規定を、結局そこ結局そこで合意をするっていうさっきおっしゃって、おっしゃっていただいた通りなんですけど、そういう構成になっているので、
0:43:45	意味合いとしては 20 条、この 20 条というかこの中で読んでる。
0:43:50	だから十七条のそっち側、
0:43:52	の元令の清子基本設計方針の構成上も何か意味合いが違うんじゃないかな作りが違うんじゃないかなっていうふうちょっと感じたっていうのが今の状況なんですけど、何か認識にそごありそうですかね。
0:44:08	関西電力、丹羽丹羽でございますご指摘、ご認識を理解しました。ただ私、我々その中でですね、同じ基本設計方針の 93、
0:44:21	ページの中で、下から 2、二つ目のパラグラフで、安全弁等または真空破壊弁の材料は容器及び管の重要度に応じて、
0:44:32	適切な材料を使用するとありますので、そこは重要度に応じてという言葉もあるのではより+1 容器及びクラス 132 取り付けられる安全弁の材料にあつてはというのが本則で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:47	明確に対応する言葉がございますので、ちょっとここはほぞを呼ぶところかなというふうに考えておりました。以上です。
0:45:12	規制庁西内です。ちょっとだけお待ちいただいでいいですか。
0:45:47	規制庁西内ですけど。やっぱりですね、
0:45:51	ちょっと認識が、
0:45:53	違う気がしていついて、文章を読む限りですよ。
0:45:57	設計建設規格に適合するよう、以下の通り設計するって書いてある以下の設計なんですよね今おっしゃっていただいたパラグラフって。
0:46:04	で、設計建設規格にも、説明いただいた内容と全く同じ話を書いてあるんですよ。
0:46:10	結局だから設計建設規格とかを踏まえながら技術基準規則で作ってるのももちろんそれはそうなんですけどね。
0:46:17	いわゆる全部クラス毎に取り付けられる安全面は、のクラス満期の規定を準用して設計するっていうのが設計建設規格にまさに書いてあるので、
0:46:27	今のこの基本設計方針上、要は設計建設規格に適合するよう設計する、具体的には以下のようにしているっていうその設計の構成としか何か読めないんじゃないかなって思ってたんですけど。
0:46:41	なんか部分ここだけ補足 17 条に基づきってところが何かすごい違和感が感じていて、
0:46:50	っていうところですね。
0:47:15	一応、一応念のためもう少し、ちょっと具体的に話をしておくと、電力、ごめんなさい。すいません今かぶってしまいました。
0:47:24	よろしいですかご説明して、すいません。どうぞ。
0:47:28	失礼いたしました。ちょっと我々その解釈をすると懸念してるのが、すべてを設計建設規格、事例規格手角比較場だけで言うてしまうとですね、
0:47:41	クラス 1 材料を選定するところまでは一緒なんですけど、SCCに対する配慮というのをちょっと飛ばしてしまう。
0:47:54	のではないかとちょっと危惧してましてですね、法則からいけばですね、17 条の、
0:48:02	の規定に準ずることとって、17 条に飛んでですね、そこで応力腐食場で発生の抑制に関する考慮しなさいと飛んでいくので、
0:48:15	SCCの考慮まですることとなります。ですんで、やはりここは、
0:48:21	RCPBバウンダリーということで、SCCの発生上の考慮というのはずべきというふうに考えまして、ちょっと基本設計方針でそれがダイレクトに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	読めるかという、そうではないかもしれないんですが、ここはやはり音速を呼んで、
0:48:35	いうふうに整理をしている次第です。すいませんちょっと補足になりましたけど以上です。
0:48:45	当期セトニシウチです。ちょっとだけお待ちいただいていますか。
0:49:59	規制庁西内です。
0:50:02	ちょっともう少し具体的にその今おっしゃったと、飛んでしまうところを確認したいんですけど。
0:50:21	と多分飛んじゃうんですかね。
0:50:24	ていうのが設計建設規格を見ると、設計建設規格の十勝の安全面のところで、
0:50:35	VBの2000っていうものに、要はプラスワンに取りつくクラスマン間に接続される安全面はVB2000に基づいて設計するっていう趣旨が書かれていて、
0:50:47	そのVB2線見ると、要は2000って複雑に規定するっていうその一番最初の部分をモクを引っ張ってるので、その中に紐づく、いわゆるVB2110とか2120の、いわゆる応力社会の話も含んだところ、
0:51:04	設計建設規格の中でも紐付けてるっていうふうに私理解してたんですけど読み方がちょっと違います。
0:51:11	要は先ほどおっしゃっていただいたところはあまり、どっちにしても変わらないっていう設計建設規格ベースでいってもちゃんと紐づいているっていうふうに私理解してたんですけど。
0:51:20	ちょっと読み方がちょっと違いますかね。
0:51:27	関西営業部二ワでございますすいません応力腐食割れの要求されているところ、もう一度、おっしゃっていただいてもよろしいですかすみません今ちょっと今、我々も設計建設規格見ながら、お聞きしてたんですけど、もう一度すいません、お願いいたします。
0:51:45	いや、規制庁ニシウチですあごめんちょっと理解しましたそっか、応力腐食割れ設計建設規格の中で触れてないからってそういうことですか。おっしゃってたのって。
0:51:54	はい。関西電力丹羽でございます。その通りです。
0:52:03	なるほどなるほど。
0:52:15	規制庁西内です。
0:52:19	わかりましたわかりました。今の話はちょっと理解できますなるほど。
0:52:25	だから、今の何か基準体系上で言っちゃうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:29	設計建設規格による、
0:52:32	ということだけだと応力腐食割れの話が入ってこないんじゃないかって そういうことを言っている。
0:52:40	関西電力丹羽でございますその通りでございます。
0:52:44	ただ、
0:52:46	等々、
0:53:08	設計建設規格に関しては、多分外れてくるのはそれはおっしゃる通り で、
0:53:16	そういうことか。
0:53:18	なんかちょっと、ちょっとあれですね。
0:53:22	ただ基準、技術基準の解釈、読んでもらう等、ちょっと、
0:53:29	これ読みづらい。
0:53:31	一応応力腐食割れの発生についての規格もう、
0:53:36	20条の解釈の部分で含まれて、一応記載はされてるんですよ。
0:53:45	それを関西電力の基本設計方針に当てはめて読もうとすると、
0:53:50	まず設計建設規格に基づく設計建設規格等、その事例規格に適合する よう設計するって書いていて、
0:54:04	なるほど。
0:54:22	少しだけお待ちいただいてもいいですかすみません。
0:54:30	衛藤。
0:54:32	規制庁西内です。
0:54:36	藤。
0:54:39	これちょっと応力腐食割れのその期架空の話はちょっとまずわかりまし たと、退け設計建設規格との関係性もわかったので、
0:54:48	ちょっともう少し加えてなんですけどね。
0:54:53	今回結局コンクラスワン機器の、
0:54:58	正確に言うとクラスワン機器及び炉心構造物のっていうのが正式名称 ですけど、
0:55:03	6別表上だと。
0:55:04	クラスワン機器の
0:55:07	応力腐食割れ対策に関する説明書、
0:55:10	そして、
0:55:12	今回別に暮らすワン機器ではないって理解ですよ。
0:55:16	それでもつけるっていう整理で、これまでもやられているってそういうこと なんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:30	関西電力丹羽でございます。クラス1SCCのクラス1機能ではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、クラス1、
0:55:43	機器の材料要求の授業を受ける。
0:55:47	ということからですね、プラス1材料を使うことに対しては、やはり設計上の配慮が入りますんで、そこはつけるべきだろうというふうにして、つけてます。
0:56:02	規制庁西内です。
0:56:06	ちなみに、石膏人ガイド多分読み、読みこまれてると思うんですけど、
0:56:11	協働の説明書を、
0:56:14	の中で、材料と行動。
0:56:16	いわゆる説明しますよね。
0:56:18	そっちの方は施工人ガイド上、プラスワンはつけて安全面は不要っていう整理を、ガイド上してますけど、
0:56:26	それも踏まえて、
0:56:28	プラスワン機器の方は、そちらでもつけるってそうしてるってことですか。それは、
0:56:34	まずそういう理解、強度経産省、共同に関する説明書の方との話も踏まえてそういう考え方にしてるってということなんでしたっけ。
0:56:49	いや単に強度に関する説明書との関連を意識したというわけではなくてですね。
0:56:56	クラス1材料を、の規定を準用するという明確な、補足要求ございますんで、それに耐え、説明書として対応させるべきだろうということで、つけたという考え方でございます。
0:57:09	規制庁西内ですわかりましたで、それはまたもう1回質問ですけど、これまでもそうしていたってということなんでしたっけ。今回そう整理したってことなんでしたっけ。
0:57:25	関西電力のようでございます。新規制基準施行以降ですね、加圧器安全弁の取りかえをするのは初めてですんで、今回そういう整理をしたということになります。
0:57:40	規制庁の西内です。
0:57:43	もう少し言う和您ね。
0:57:48	新基準のときに、
0:57:52	安全面のこの材料的な話は、
0:57:56	説明対象には入ってなかったってそういう理解でいいいんですしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	関西電力丹羽でございますおっしゃる通りです新規性基準の時はですね、デザインベースの世界ではRCPB拡大範囲への基準要求がありましたんで、
0:58:16	そちらのSCC上の配慮というのを説明書に載せておりましたので、それ以外のすべての機器の変更ないものに対しては、載せていなかったということになります。以上です。
0:58:28	規制庁西内です。DBとしてはわかりました。あと、SAの安全面もう結局 20 条の解釈を準用してっていう話があるんですけど、
0:58:39	SAとしてもう結局、一次系のバウンダリにSA単独での、
0:58:45	弁、安全弁っていうそういうものを特名つけてないってそういうこといいんですね。
0:58:50	それは多分当たり前。一応念のためにそういう理解でいいんですね。
0:58:54	はいその通りでございます。
0:58:58	だから新基準の時には、特段説明するような内容ではなかったという加瀬申請範囲に含まれてなかった。
0:59:06	で、その上で今回、そういった整理をしたってそういうことですね。
0:59:13	はい関西電力丹羽でございますその通りでございます。
0:59:17	ちょっとだけお待ちいただいていいですか。
0:59:20	原子力規制庁の西内です。
0:59:26	ちょっとやっぱり添付資料として、
0:59:31	クラス、これプラスワン機器の応力腐食割れの説明書の名前の通りですけどクラス番機器のっていうところ
0:59:38	で今回はクラス 3 機器じゃないっていう、安全弁というジャンルとして整理をしているってそういうことだと思うんですけど。
0:59:45	というところちょっと若干そもそも添付が要るのかどうかっていうところも今回整理したということであれば、しっかりその考え方っていうところ我々を確認したいと思ってまして。
0:59:57	ちょっと 1 同
0:59:59	1 ポツ概要のところを書いてる 17 度十八条とかそこら辺の話も含めてですね、どういうふうを考えてこの添付をしたんだっていうところの考え方を少し整理して説明をいただくようお願いしてもいいですか。
1:00:15	はい。関西電力丹羽でございます。承知いたしました。
1:00:23	このまま説明続けてよろしいですかそれとも一旦ここで終わらしましょう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:28	現状で何か固まっているようであれば説明いただく方いただいても結構ですし、何か社内で持ち帰ってということであればそれはそういった回答でも結構ですし現状はおっしゃいます承知いたしました。ちょっと
1:00:41	新規性基準以降以前からの整合性等も含めて、改めて検討させていただきますので社内に持ち帰らせてください。以上です。
1:00:51	はい。規制庁西内です。了解しました。最終的には補足説明資料で添付資料要否の考え方せ、整理してるとこあると思うんですけど、その部分で最終的な検討結果というところをちょっと明確にしておいていただければと思います。
1:01:09	はい。関西電力宮でございます。承知いたしました。
1:01:13	はい。よろしく申し上げます。
1:01:15	で、この件でもし補正されるのであれば、
1:01:21	あれば、先ほどのちょっと飛散物の話、もうちょっと添付に書くか、書く書かないような話をさせていただいてましたけど、そういった点も含めてちょっと整理、
1:01:32	検討いただければと思っています。これは必要に応じてですね、
1:01:38	よろしいでしょうか。
1:01:40	はい。関西電力丹羽でございます。はい。ちょっとクラス1SCCの関係での見直しに合わせて、はい検討いたします。以上です。はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:01:52	あと現時点で確認しておきたいこと他に、
1:01:58	研修規制庁サカモトです。
1:02:00	添付4の健全性の説明書で、
1:02:04	この前のヒアリング時に環境条件の放射線の機器についての説明をということで今回補足説明資料の方に書いていただいて、概要、
1:02:14	担保してるんで、特に考慮が不要ですということは理解したんですけど、
1:02:19	この考慮不要不要なものでも、今回、添付書類に書いてあるもの書いてないものっていうのが多分あって、変更の話とかはこういうふうだけど、考慮不要である旨書いてますし、
1:02:30	さっき言った機器の放射線の話は、今回はこういうふうだけど書いてないっていうその書き方にばらつきがあるっていう理由は何かあるんでしょうか。
1:02:54	浅井電力ニワでございます。直接的な要求を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:00	受けているものについては書いてですね、それ以外のものは書いてないという全体整理でございますけれども、先ほど言われましたようにですね、SCCの説明書の
1:03:14	整理に合わせて見直すこともちょっとあわせて検討させていただきませう。以上です。
1:03:20	規制庁サカモトで承知しましたよろしく申し上げます。
1:03:24	私からは以上です。
1:03:27	規制庁西内です。
1:03:30	ちょっと1点すみません言い忘れたので先にここで言うておきたいんですけど。
1:03:34	さっきSCCのはなCをちょっと確認させていただいたんですけど、補足説明資料の今回用意してもらってる30
1:03:43	1ページから、
1:03:46	加圧器安全面の構造について、20条とその解釈踏まえて具体的に設計してる内容をここで記載いただいとると思うんですけど。
1:03:55	多分20条の要求、20条の法則と、あと解釈の要求を踏まえると、
1:04:01	多分構造だけじゃなくて材料っていう面でも、設計建設規格の受賞とかに基づくと多分やるって話になってると思うんですけど。
1:04:10	はい。そういう意味では、
1:04:12	20条とその解釈に基づいてやっている内容、いふなれば規格に基づき設計してますっていうのが端的には一言だと思んですけど、その具体的にやってる内容を高度に限らずさっきのSCCの話も含めてちょっとこの補足で1回網羅的に、
1:04:28	ご記載をいただければと思んですけども、よろしいでしょうか。
1:04:34	はい。関西電力丹羽でございます。承知いたしました構造以外も含めて記載するようにいたします。
1:04:42	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
1:04:50	じゃあ、一度ここで切りがいいので、
1:04:56	午前中ちょっと時間用意してる午前中のヒアリングはこれで終了にさせていただきます。
1:05:02	今日また夕方にヒアリングの時間も受けてますのでそこでまた続きをとる形で実施できればと思います。よろしいでしょうか。
1:05:14	はい。関西電力丹羽でございます承知いたしました。
1:05:18	はい。原子力規制庁西内です。一旦午前中のヒアリングはこれで終了にしたいと思っております。ありがとうございましたまたよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:27	ありがとうございました。こちらこそよろしくお願ひいたします。
1:05:30	ありがとうございます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の西内です。それでは午前中のヒアリングに続いて、
0:00:10	関西電力大江発電所3号機の加圧器安全弁の取替工事に係る設計上工事計画の届け出のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:19	続きで規制庁側から事実関係の確認を進めていきたいと思いますが、何かありますか。
0:00:31	はい。規制庁植原です。はい。
0:00:34	ご提出いただきましたこの補足説明資料の序文整理のところ、
0:00:39	の8ページと9ページなんですけれども、こちらの方で第33条循環設備等に対してこの加圧器安全弁というのが該当するというような整理を※1の方でされているんですけれども、
0:00:54	具体的にはこの加圧器安全弁というのは
0:00:58	通常運転時の一次冷却材圧力を設定値に保つことが
0:01:03	これね。
0:01:04	一次系の圧力の変動を許容範囲内に制限する設備として、
0:01:10	設備であるというような整理をされているんですけれども、これを踏まえてですねこの
0:01:19	加圧器安全弁が
0:01:21	一次冷却材の一井冷却系の圧力をどのように制御するのかというメカニズムについて、
0:01:29	背後ご説明をお願いします。はい。具体的にはですねこの申請書の添付図面のところに、
0:01:39	ですね構造図、
0:01:43	今回のこの加圧器安全弁の構造図、
0:01:46	が、第3図というところについておりますので、
0:01:51	ちょっとこのこの構造図を、
0:01:54	使いながら一次系圧力が、
0:01:59	運転時の
0:02:00	するとどういう形で動作して、その前、
0:02:06	圧力
0:02:08	調整というか制御するのかというメカニズムについて後、
0:02:14	はい。概要を説明いただけますでしょうかね。
0:02:26	関西電力大井発電所でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	メカニズムに関しましてはですね、まず一次冷却材の圧力が上昇すると、今第3図のですね、
0:02:42	予備系と書かれているところ。
0:02:49	予備系統書かれているところが、1時香月。
0:02:55	加圧器と繋がっているラインになってございます。
0:02:59	で、一次系の圧力が上昇しますと、
0:03:05	弁体と書かれているところが、バネの抑え以上の圧がかかることによって、弁体が上方向にスライドするような形になります。
0:03:19	するとですね、弁体と便座がシートされているところから、隙間が開きまして、こちらの左方向、
0:03:30	ですね左の水平方向に圧が流れていきまして、この先が加圧器の逃がしタンクになっていると、というような形で、そういうような形の構造というふうになってございます。
0:03:44	し、簡単ですけども、イメージは以上でございます。
0:03:49	はい規制庁ウエハラです。はい理解いたしました。はい。このベンダーが持ち上がる際にですね
0:03:58	当然吹き始まり、
0:04:00	吹き始め圧力とですね吹き出し圧力というものがあると思うんですけども、
0:04:06	はい。
0:04:09	強く上がり出した時に
0:04:12	アマノ吹き始め圧力に達すると、微量な微量な流出。
0:04:18	が発生して、この申請書に記載されているヒガシ圧力まで達するとこの弁体が大きく持ち上がって、
0:04:27	この申請書に記載されている吹き出し。
0:04:30	要領が要領の
0:04:35	流量、流量が出口側の方に流れるというふうに理解してるんですけどもそういう理解でよろしいでしょうかね。
0:04:52	関西電力ですけども、その通りでございます 17.16 吹き出し圧力に到達すると、安全弁が作動して、
0:05:02	熱していくというような構造になっております。以上です。
0:05:09	はい。規制庁植原です。はい。
0:05:12	この安全
0:05:14	関連面に関して吹き始め圧力というのが申請書上東条、見当たらないんですけども、その吹き始めアプリオ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:24	食う間がどの、どのぐらいの圧力なのかですとかその定量感について、 定量化について確認したいと思ってます。その吹き始めたブロックが、
0:05:38	非公開情報にあたる場合はその旨ご説明の前に、仰っていただければ と思いますがよろしいでしょうかね。
0:05:49	はい。すみません、関西電力の植田ですけれども、吹き始めのちょっと 圧力に関しては、今ちょっと一旦確認させていただきますので、よろしけ れば次の質問にいていただけると、幸いです。以上です。
0:06:05	はい規制庁ウエハラです。はい承知しましたはい。ではお調べいただい てる間に、
0:06:13	はい次の、はい確認に進ませていただきますけれども、実際この環境 安全面吹き出した後にこの入口側の圧力が低下していきますと、
0:06:25	この弁体と便座が再び接触。
0:06:29	そして要するにイシマル、
0:06:32	アノことによって、この加圧器とか一次系の圧力の低下っていうのが一 定範囲に収まるように調整される。それによって一次系の圧力が、
0:06:42	下がり過ぎないように調整されるものかと認識してますけどその理解で よろしいでしょうかね。
0:06:51	はい。関西電力の植田です。はい、ご認識の通りで、間違いありませ ん。
0:06:57	はい。規制庁江原です。はいありがとうございます。
0:07:00	はい。
0:07:02	弁材とベンダーが際、弁体と便座が採取、接触する際の圧力要するに 吹き止まり圧力ですとか吹き始め圧力、
0:07:12	あと吹き出し圧力の調整っていうのはどういうふうに行うのか、そうです ね。
0:07:19	生越。
0:07:20	います。
0:07:33	はい、電力の植田です。少々お待ちください。
0:09:47	電力の江田でございます。吹き止まり圧力に関してですけれども、吹き出 し圧力 17.16 に対して、マイナス 1.20MPaになると。
0:09:59	吹き止まりになるというような設計となっております。
0:10:03	以上です。
0:10:09	はい。規制庁上原です。佐瀬今御説、
0:10:12	いただいたのは吹き止まり圧力を具体的におっしゃつ。
0:10:20	はい、そうです。質問の趣旨やってみましたでしょうかすみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:26	最初に確認させていただいたものに関しては吹き始め圧力、
0:10:33	能定量具体的にどういう数値なのかという定量感。
0:10:39	については確認したものになってましてそちらの方はいかがでしょうかね。
0:10:51	関西電力の植田でございます。すいません吹き始めの圧力に関しましては、引き続きちょっと確認中でございますので、またわかり次第、お伝えします。
0:11:01	以上です。
0:11:02	はい規制庁ウエハラですはい。
0:11:05	はい承知いたしましたで、すいません先ほど私が確認したかった点。
0:11:10	なんですけれども
0:11:12	確認したかった点というのは吹き止まり圧力ですとか、気元圧力あと吹き出し圧力っていうこの三つの圧力に関して何か調整等、
0:11:23	されるようでしたらその調整方法については確認したいというふうに考えてましてはいそれについては説明をお願いします。
0:12:31	関西電力の植田でございます。えっとですねコースにつきましてなんですけれども、ちょっと説明Cの観点からですね、補足説明資料の
0:12:43	30 ページの方で、ちょっとできればお伝えさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。
0:12:55	はい。規制庁上原です。はいこちらでも構いません。よろしいですか。はい。すいません。どのように調整してるのかっていうところなんですけれども。
0:13:05	右側が今回届け出る構造図になっているんですけども、ここで①ということ、丸を打ってるんですけども、
0:13:16	そのアート中心、赤、その間の部分がですね、調整ねじというものがございまして、この調整ねじというものを調節することによって、
0:13:30	バネの吹き出し、武器はじめ吹き止まりというものを調整しているというものでございます。
0:13:39	以上です。
0:13:42	はい。規制庁上原です。はいご説明ありがとうございました。はい。この調整ねじで、その三つの圧力を調整されてるという、ご説明だったんですけれども、
0:13:54	何か他の安全弁等を見ますとですねこの弁体のところにあるなんかアッパリングっていうんですか、何か調整リングが弁体のところに
0:14:05	何かそこを調整すると吹き止まり圧力の方が何か調整できるみたいな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:11	話もあったんですけども
0:14:14	今回の工事で取りかえられる、この加圧器安全弁っていうのはその調整レジでその三つの圧力すべてに対しての調整ができるという認識でよろしいですかね。
0:14:28	関西電力の植田です。少々お待ちください。
0:17:50	すいません。ちょっと構造関係今確認中ですので、よろしければ、次の質問に行かせていただいてもよろしいでしょうか。
0:18:02	はい規制庁ウエハラです。はい承知いたしました。
0:18:07	はい。
0:18:09	です。
0:18:12	はい。
0:18:13	今野。
0:18:14	確認なんですけれども今回取りかえる加圧器安全弁の種類が閉校型というところになって、
0:18:22	というところが要目表の方で書かれているんですけどもこの並行型っていうのはどういうもので、今回どういう趣旨でこういったものを、
0:18:35	間瀬選定したのかもとともそのもととも閉校型が取り付けられていたんですけどなぜ、
0:18:41	ここの加圧器安全弁に関してはこの並行型を採用されたのかということに関しては説明をお願いいたします。
0:19:06	1000 規制庁ウエハラですけれども、当然なんかんぜ
0:19:12	アクションは早めにいただきたいということをお伝えしたいと思いますのでちょっと
0:19:18	もしかして声が届いてないのかなっていうふうに、ちょっとこっちも思ってしまいますのでちょっとファーストリアクションは早めにとっていただけるとありがたいです。はい。
0:19:27	関西電力の植田でございます。大変失礼いたしました。以後、気をつけますすいません。
0:19:35	板、少々お待ちください。
0:19:55	関西電力の新井田でございます並行型の意味なんですけど、右側に早いやつありますんで、もしですね栄光型じゃなければですねその排圧で、
0:20:08	弁体が下方向に押し付けられてしまって、必要な圧力で開かなくなるといけないので、その下方向への落ちつけるとファンセルする意味で、
0:20:21	方向にアトベろうズーがちょうど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:24	下から上方向に圧力オカ値を受けて、弁体押し付けをキャンセルすると。
0:20:30	いうことを並行型というふうには呼んで、耐圧影響を受けられないような設計になってます。
0:20:40	はい。規制庁江原です。
0:20:42	はい。
0:20:44	そうですねで、
0:20:47	今回は
0:20:48	加圧器安全弁の間で出て行った先は川手木野ホアシ弁で、そこに出ていくと排圧が変動する可能性があるので今回は並行型を採用されてるという理解でよろしいですね。
0:21:03	はい。関西電力の植田でございます。はい。吹田カツラ抜き出すとですね、加圧器逃がしタンクの方に行きました。
0:21:13	す。はい。
0:21:15	その排圧を受けられないようにということで、閉校形としております。以上です。
0:21:20	はい規制庁ウエハラですはい理解いたしました。すいません。
0:21:25	中ですねベローズを設置することによって、なぜその排圧の影響を受けられないのかというところが、若干ちょっと私の方でちょっと理解しづらかった。
0:21:36	ですのでちょっとそのところ、詳しくご説明いただけますかね。
0:21:44	ちょうどですねベローズがですね下から圧力を、つばのようなもので受けて、ピストンを仕上げるような働きをします。なので下から
0:21:56	圧力を受ける投影面積のようなものも、
0:22:01	そういう意味で申し上げてます。
0:22:10	一般、
0:22:12	規制庁ウエハラですけれども、ちょっと今のご説明でも、ちょっと若干わかりにくかったんですけどベローズがあることによって下から受ける圧力、
0:22:21	の影響、
0:22:22	言えないというご説明でしたかね、したというよりむしろの、その弁体、
0:22:29	2、何かアノ排圧の影響が何かかかる。
0:22:34	ことをベローズによって防ぐっていう話だったと思うんですけどもすいません、今のご説明ちょっともう少し詳しくいただき、
0:22:44	関西電力丹羽でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:49	全体が押し付けられる。
0:22:52	全体側にですねはい空が押し付けられると、きてやつで開かない必要開かない可能性があるので、二次が
0:23:03	右側の排圧が逆に、全体の押付力をキャンセルするように上向きの方も働かせる必要がありますんで、その上向きの値カラーがアノ排圧によってかかろうと思ったら、
0:23:18	やっぱ圧力のかかる部分を作ってやる必要があつて、ちょうどベローズの取付面の低迷のエンバンのような部分が、その圧力を受ける役割を果たしていて、
0:23:30	そこが、二次側の排圧を受けることで、弁棒が持ち上がると、そういう効果で、アノをつけ力をキャンセルするということになって、
0:23:41	いかがでしょうか。
0:23:44	わかりますでしょうか。
0:23:49	はいすいません規制庁上原です。はい。大体今の説明では理解できました要するに排圧がアノ弁体を下に引き下げる形で働かない。
0:24:04	働かないようにその排圧が、
0:24:07	弁体の下からも働くようにする、するようにベローズを設置、設置しているという、
0:24:16	主
0:24:17	ような趣旨のご説明だったかと思うんですけども認識合ってますでしょうかね。
0:24:24	はい、関西電力丹羽でございますそのご認識の通りです。はい圧がアノ弁体を下向きに押し付けるだけじゃなくて、その反対方向にも、働くような形にしているということです。ご認識の通りです。
0:24:48	はい規制庁植原です。はい。
0:24:52	種田刀禰の念のための確認なんですけどもベローズがないと。
0:24:57	ベローズがないと下から下から排圧が掛かる形にはならないってことです。
0:25:15	ザイゼンカニワでございます。補足説明資料の 31 ページをご覧くださいんですけども、よろしいでしょうか。
0:25:29	はい大丈夫です。はい。
0:25:33	設計建設規格の要求の中で、
0:25:36	(3)のところで、
0:25:39	ミイのベローズが破損して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:42	したとしてもその排圧の影響を抑えられるようにという要求がありましてですね、もともと
0:25:51	安全弁アノ便法
0:25:53	にも、開発を並行させるような機能持たせてます。先ほどベローズが上向きの圧力を受けるように投影面積も、
0:26:06	出るんだということ。
0:26:08	だけど仮にこれが破れて、中に北井が蒸気が直接入ってきたとしてもですね弁棒にもですね、つばのような松葉っていうほどのものでもないんですけど、ちょっと投影面積のあるってやっぱり、
0:26:22	ちょっとペーパーですけども、持たせていてですね、それであの上向きの、圧力がちゃんと作用するような、
0:26:30	ベローズが仮に破損しても、平行するようになってます。
0:26:36	以上です。
0:26:39	すいませんはい規制庁植原です。はい。
0:26:42	はいはいご説明理解できました。はい。
0:26:47	はい。
0:26:50	はい、少々お待ちください。
0:26:52	はい。
0:27:00	はい、規制庁。
0:27:03	はい。規制庁植原です。はい、では
0:27:06	今のそうですね
0:27:09	行きどまり圧力の調整方法等について、等等について調べていただいていると思うんですけども、その間にちょっと次保守点検、
0:27:18	技術基準規則の第 15 条に関する質問をさせていただきたいと思います。
0:27:26	はい。
0:27:28	はい。ですね
0:27:30	この試験検査に関してはですねこの申請書の添付資料のところ、こういった保守点検には 4 種類あるというふうに
0:27:40	書かれておまして、
0:27:42	はい。具体的には使用前事業者検査と定期事業者検査、
0:27:48	あと、保全プログラムに基づく検査、
0:27:51	とあと日常点検の保守点検、
0:27:54	という四つがあるというふうに添付資料の方に記載されているんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:59	前回のヒアリングで日常点検は、やりませんというような話だったので日常点検はしないの、しないのかなど。
0:28:09	理解しているんですけどもこの保全プログラムに基づく点検っていうのはこれは具体的にどういうもの。
0:28:15	を実施するのかわすとかあと法令上の位置付けについて、はいご説明をお願いします。
0:28:34	はい電力の上田です。少々お待ちください。
0:29:08	関西電力の植田でございます。保全プログラムに基づく点検はなんぞ、ということかというところなんですけれども、こちらがですね、今回、
0:29:19	提出しております補足説明資料の、
0:29:23	1 ページ目をご確認いただきたいんですけども、
0:29:31	この1 ページ目の左側のところの経緯のところにご説明してます通り、この定期点検、定期的な点検としてですね、毎定検外観点検分解点検、
0:29:44	機能性の検査漏えい検査を実施していますと、いうことでまたその頻度っていうのは、保安規定に基づき、毎定検実施してますよっていうことを、この1、
0:29:56	毎定検、上記の点検をやっているというのが、保全プログラムとに基づくというものになってございます。
0:30:06	以上です。
0:30:10	はい。規制庁植原です。はいご説明ありがとうございました。これこういった保全プログラムに基づく点検を毎定検実施されてるというところなんですけれども、
0:30:22	そうなりますとこの保全プログラムに基づく点検とその定期事業者検査における、その検査項目ですが検査内容の、
0:30:33	内容というのがどういう関係にあるのかというのを、配管、はい。確認したいというふうに考えています。はい。
0:30:44	両方で同じようなことをやるの。
0:30:47	はい。いやいや、片方の方で、例えば機能性能検査をやるんだですとかちょっとそういったところをちょっとはい。
0:30:56	までデマケっていうんですかね。
0:30:59	定期事業者検査との形については確認させてください。
0:31:10	電力新美でございます。
0:31:19	プログラムとして、やるべき点検をすべて定めてますんで、その中で、定時検と位置付け

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:29	検査であるとか、
0:31:30	ヒガシ検査漏えい検査といった項目は提示県でやってると、そんな位置付けでございます。
0:31:37	だからどちらかだけあってどちらか、保全プログラムにはなくて提示権だけあるものといったものはございません。以上です。
0:31:47	はい。規制庁上原です。
0:31:48	はい。理解しましたけど佐瀬私がちょっと最初にお聞きした
0:31:55	件でちょっと一つ一つご回答がまだなものがございましてこの保全プログラムに基づく点検というのは法令上、
0:32:05	何に位置付けられるか。
0:32:07	ていうのをちょっと確認させてください。これ施設管理等に関連するものでしょうかね。
0:32:15	関西電力丹羽でございます。そうですね法令上の位置付けを言いますと、施設管理の中で保全対象を決めて、保全プログラムを設定して、その通り保全を実施しているという一連の営みの中で、
0:32:33	作ってるものです。そういう意味では法令上の位置付けでちょっと施設管理の中の位置付けということになります。
0:32:44	はい。規制庁植原です。理解いたしました。はい。先ほどの説明と合わせると、要するに定期事業者検査の際に、
0:32:55	その定期事業者検査と、この紙、
0:32:58	施設管理に基づく施設管理におけるこの保全PLUGプログラムに基づく点検というのをされていて、
0:33:06	この二つを何か一体として、や、定期的な点検としてやっているというようなそういった理解でよろしいでしょうかね。
0:33:18	はい。関西電力丹羽でございます。その通りでございます。はい。その通りです。
0:33:29	はい規制庁ウエハラですはい理解いたしました。
0:33:32	はい。
0:33:33	少々お待ちください。
0:33:46	はい規制庁ウエハラです。
0:33:48	はい。
0:33:49	すいません
0:33:52	補足説明資料です。はい今回ちょっと新しく追記いただいた箇所について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:00	はい確認させていただきたいんですけども 24 ページですね、補足説明資料 24 ページのところでは試験検査に関して、
0:34:09	(3)として追記いただいておりますけれども、この中でですね今回の点検ってというのは、
0:34:17	この加圧器安全弁が取り付けられているところとは別のエリアで実施するというふうにあるんですけども、具体的にどういう検査をどこで行うのか。
0:34:28	具体的な場所ですね。
0:34:30	についてはご説明をお願いします。
0:34:41	関西電力の丹羽でございます
0:34:44	具体的な場所を申し上げますとですね格納容器を出て周辺建屋をてですね、すぐ隣にIT部長に建屋という建屋があって、その 17 メーターの中にですね加圧器安全弁の点検室ってというのがありましてそこに
0:35:01	吹き出し、検査漏えい検査ができる装置がそのえてますんで、そこで分解点検やって、機能性の漏えいまで、
0:35:13	一連やっていくという格好になり、
0:35:16	そこへ持って
0:35:17	きちんと、
0:35:19	図示できる検査終わった後取り付けできる。そういったところが真剣させて、重要なところかなと思ってます。以上です。
0:35:29	はい。規制庁上原です。はいはいご説明ありがとうございます。そういったこともあって添付資料、申請書添付資料のところでは分解ができる設計とするというようなことは書かれてるか。
0:35:41	はい。思うんですけども、
0:35:44	はい。
0:35:45	今ご説明があった件に関してですね実際にこの加圧器安全弁、
0:35:53	の点検を行う上で、
0:35:56	この加圧器安全弁自体を
0:36:00	検査を行う。
0:36:02	別の場所まで、本当に運搬できる配置ですとか空間を備え、
0:36:08	備えているというところをはいご説明をお願いします。はい。その際にですね、この加圧器安全弁、
0:36:21	弁ってというのは結構重さがあったりするのでどういう形で運搬するのか。
0:36:27	はいですとかあと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:31	あとその分解っていうのを
0:36:33	前に行うのか、いやいや運んで、その警察に持ってってから分解する。
0:36:40	オカですとかそういった観点に関して説明をお願いします。
0:37:09	3000
0:37:12	ダブルBな
0:37:14	持っています台車で運べるレベルです。
0:37:16	もう十分、
0:37:19	あれですけど、運んでいけるような、
0:37:22	レベルです。以上です。
0:37:26	はい聞いたウエハラです。
0:37:27	はい。
0:37:28	ちょっと私が先ほど申し上げた
0:37:33	運ぶ前に、
0:37:35	第1回
0:37:37	複数のパーツに分けてから運ぶのかですとかあと重さの観点、
0:37:43	等もはいアノ御説明
0:37:45	をお願いします。はい。重さが何か機密情報に当たるようでしたらその旨を仰っていただければと思います。
0:38:16	すいませんここに届いてますでしょうか。
0:38:34	別所ですけども聞こえますでしょうか。
0:38:38	はいはい。こちら聞こえます。はい。ちょっとすいません、イマイ失礼しました枚食うの調子が悪かったので今もう一度聞こえますでしょうか。はい。聞こえます。はい。
0:38:51	ありがとうございます。
0:38:54	10 重量的にはですね 500 キロ程度ですんで、十分運んでいける台車使えば、運んでいけるような、あの後も
0:39:05	すいません、その他のご質問事項あったと思うんですけど、ちょっと先ほどのマイクの部長で、聞こえづらかったので、今、重さ以外のことでもしあればもう一度お願いいたします。
0:39:20	はい規制庁植原です。はい重さ以外の観点といたしましてですね
0:39:28	はい。この加圧器安全弁が設置されている場所っていうのは申請書添付図面を確認する限り、若干なんか狭い。
0:39:38	空間に設置されているように見えまして何か加圧器室ですかね。
0:39:43	に設置されておりましたってちょっと運搬をする際に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:48	もうそのまま加圧器安全弁を外して、運べるものなのかいや一旦なんか複数のパーツに分解してから運ぶのかですとか、
0:39:59	あとそもそもそういう、そういう運搬できるスペースがあるのかっていうところについてははいご説明お願いします。
0:40:11	見つけたよ。
0:40:15	はい、関西電力のウエダで少々お待ちください。
0:40:22	清宮でございます。特に全く分解することはないですね、ちょうど吊具も備え付けられますんで、
0:40:32	その吊具から途中でクレーンにかけかえて、オペフロ下ろして、台車で運ぶ。
0:40:40	こんな
0:40:41	ちょっと加圧器安全弁室、狭いんですけどそこで何かをするということではございません。
0:40:53	はい。はい。規制庁植原です。はい理解いたしました。はい。ありがとうございます。はい。
0:41:01	となります。
0:41:02	会自体は警察に運んでから行くと。
0:41:08	理解しているんですけども、
0:41:11	実際に加圧器安全弁はどの部分が分解できるのかというのを確認させていただきたいと思います。はい。補足説明資料では具体的にはですね 30 ページ。
0:41:25	例えばこの 30 ページを例にどこの部分を分解して点検されるのかというのをご説明。
0:41:33	いただけますでしょうかね。
0:41:40	関西電力の植田です。少々お待ちください。
0:42:36	カワハラ電力ニワでございます。そしたら 30 ページでご説明しますと、まずですね
0:42:46	02 の矢印が、4 本ぐらい走ってると思うんですけど、その
0:42:53	ちょうどですね 02 の矢印のスタツ二つあってですねその両サイドに投資Vアノ、
0:43:05	フランジボルトが見えると思うんですけど、まず、それを外します。
0:43:10	それを外すと、バネのついた、うわものが全部抜けます。抜くとそれ全体ごと全体とベローズと全体が、もうそのまま上側についていきますんで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:25	点検がPTが必要な弁体については、そこを取り外すことが杵で取り外すことができますのでウダものと、弁体がそれぞれ別物になります。
0:43:37	そうすると、今度、現場コガはですね、そちらもオープンになって、なりますんでそこで便座の的点検もできますし、弁体とのすり合わせもできると。
0:43:50	このぐらいのパーツに分かれます。
0:43:54	以上です。
0:43:57	はい。規制庁上原です。はいありがとうございました。はい。ちょっと追加でちょっと確認したいのがですねこの今取り外されるこの宇和もノーなんですけど
0:44:08	うわものナカノばねですとか、あとこの弁の方ですね、真ん中にあるこの軸ですとかそういったものも、
0:44:18	何か分解点検できるものなんでしょうかね。
0:44:23	そこのところの点検に関してはいか確認させてください。
0:44:31	はい。その有無外してた時にですね、この軸も抜けますんで、外観点検して、異常な亀裂等がないかを確認してます。
0:44:46	はい。規制庁上原です。はい。
0:44:50	軸に関してはわかったんですけどその際にバネも一緒に外観点検されるという理解でよろしいですかね。
0:44:58	関西電力丹羽ですその通りでございます。
0:45:03	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございました。はい。分解点検で挙げられている4項目がありまして
0:45:13	各部の目視点検浸透探傷検査、寸法測定ですとかT0、
0:45:19	なんですけれどもすいませんこの各部っていうのがどこの部分を指しているのかというのをはいご説明を。
0:45:28	はい。ご説明をお願いします。
0:45:37	関西電力丹羽でございます。各部というのはですねもう分散して見えるところすべて見てございましてなかなかちょっとこのポイントとこのポイントだけというのはちょっと言うのは難しいですよ。
0:45:55	はい承知いたしましたはい。なるほど。はい。
0:46:02	はい。ということですね、
0:46:06	先ほど説明の中で述べ弁棒とバネは確か外観外観を目視点検されると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:13	というような話だったんですけども浸透探傷検査まではされないという理解でよろしいですよ。浸透探傷検査されるのであれば、それがどの部分に関して実施する。
0:46:26	管。
0:46:27	ということに関してもしわかるようでしたら、はい。ご説明をお願いします。
0:46:40	はい関西電力の植田です。
0:46:44	江藤角進藤探傷試験をするのは、弁体と便座の
0:46:53	弁棒の3ヶ所。
0:46:55	アベば御所すいません、現場このトータル4ヶ所をするというふうになってございます。
0:47:05	はい規制庁
0:47:06	です。
0:47:07	はい。理解いたしました。はい。念のための確認なんですけれども、関西電力依頼、失礼いたしました。答弁箱は、実施せずに、
0:47:18	弁体と弁棒と便座の、3ヶ所に対して、APDを実施いたします。以上です。失礼しました。
0:47:30	はい。規制庁植原です。理解いたしました。それ以外の箇所、例えばベローズですとかもそうなんですけれどもそういったところに関しては
0:47:40	浸透探傷まではやらずに目視で外観を点検して欠陥等がないかを確認されるというような理解でよろしいですかね。
0:47:55	煩瑣電力のウエダで少々お待ちください。
0:49:07	荘司関西電力の植田ですけれども、ベローズに関しましては、外観点検だけでなく、漏えい検査も実施しております。
0:49:17	以上です。
0:49:24	はい。規制庁植原です。はいありがとうございます。はい。ではちょっと今おっしゃった漏えい検査と関係して確認、
0:49:34	させていただくんですけども申請書添付資料の方にですね機能性能及び漏えいの確認が可能な設計とすると、記載されているんですけども具体的にどういった
0:49:48	検査をするのかというのを確認させてください。
0:49:54	こちらの理解としては何かそういった圧力をかける何か試験装置のようなものがあってそれによって設定圧で赤ですとか漏えいを
0:50:05	確認してるのかなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:06	思うんですけど、そうですね。そういった検査の内容については、ご説明をお願いします。
0:50:22	関西電力丹羽でございますそうですねイメージの通りですね、一次側から圧力をかけて、吹き出し検査についてはポンピングした時の圧力を測定しますし、漏えい検査では、
0:50:37	二次側へ漏えいした漏えい空気量というのは、時間当たりの漏えい空気量というのを図っております。
0:50:47	川上さん谷津です。失礼いたしました。はい。
0:50:50	以上です。
0:50:58	はい規制庁植原です。はい理解いたしました。漏えい検査と今おっしゃったところで、出口、出口に対する漏えいとアノを確認するということだったんですけども、現場庫自体からの漏えいはその際には確認
0:51:16	されないということです。ですよね要するに加圧器安全弁自体から、漏えいがないかっていうところはその際には確認されないという理解でよろしいですかね。
0:51:33	体力のウエダです少々お待ちください。
0:52:04	関西電力丹羽でございます。吹き出し県サーで気圧かける前にですねそれよりも低い圧力で、各部からの漏えいがないかっていうのは、確認はもちろんしております。以上です。
0:52:21	はい。規制庁植原です。はいありがとうございました。はい。先ほどの説明でですね吹き出し圧力に達したら、ちゃんと開くかを機能性の検査で確認されるということだったんですけども、
0:52:36	その際に、例えば吹き始め吹き始め圧力ですとかあと吹き降リアノ、
0:52:42	吹き止まり圧力ですね。
0:52:44	吹き止まり圧力については特段確認しないっていう。
0:52:50	よろしいんですか。よろしいですかね。
0:52:59	はい、関西電力丹羽でございます特に先ほどのご質問にも関係するんですけど日元圧力は特に規定もされてなくてですね、特に測定もしておりません。
0:53:13	以上です。
0:53:18	背景上ウエハラです。吹き吹き止まり圧力に関しても同様だという理解でよろしいですかね。
0:53:27	はい。以上です。失礼いたしました。その通りでございます。
0:53:33	はい。規制庁上原です。はいはい。
0:53:37	はいありがとうございました。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:41	今中の確認。
0:53:43	今ご確認中。
0:53:46	中のステータスにある、案件としましては吹き始め圧力が幾つなのかですとか、
0:53:53	あと吹き止まり圧力を調整する際に本当に調整ねじで、それを調整しているのかっていうその2点を今の御検討中だと認識してるんですけどそういう理解でよろしいですかね。
0:54:09	関西電力丹羽でございます。えーとですね、気元圧力自体は加圧器安全弁の場合は、設定されておられません。1元圧力アノ。
0:54:21	オッピングする前の大げさに特殊というタイミングが、いつ来るかなんですけど、性能のいい安全弁の場合は、規定に達したら、前ぶれラップするものですんで、特に規定はしてなくて、試験としても、それを測定するような、
0:54:37	は行ってないということになります。
0:54:40	以上で、
0:54:44	はい規制庁ウエハラです。すいませんその付記か吹き始め圧力の大きなオーダー感みたいなもの。
0:54:53	がわかるようでしたらちょっと教えていただきたくて、もうほとんどこの吹き出し圧力。
0:54:59	と同じなのか、次のなんか101010%低いぐらいなのかですがちょっとそういういった定量感などわかるようでしたら、教えて
0:55:10	はいご説明いただけるとありがたいです。
0:55:15	関西電力丹羽でございますもうあの設定が難しいぐらいのほとんど同時に綺麗にアップするようになってます。以上です。
0:55:27	はい規制庁ウエハラです。はい、承知いたし理解いたしました。
0:55:32	灰吹元圧力に関してははい、今野ではい。
0:55:37	理解できたんですけどもその吹き止まり圧力の調整に関しては継続して今御確認中という理解でよろしいですかね。
0:55:51	体カウエダで少々お待ちください。
0:56:18	関西電力丹羽でございます
0:56:21	止まり圧力については先ほど申し上げました通り設定圧-1.2MPaで特にですね、アノ側の特性上決まってくる場所ですんでそこを調整するということは行ってございません。以上です。
0:56:41	はい。規制庁上原です。はい特に調整をされないというところでは、
0:56:49	入り繰り

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:50	いたしました。
0:56:52	祖先Dですね、吹き止まり圧力を調整しない場合はですね
0:56:59	吹き出し圧力と吹き止まり圧力の差が、例えば小さい場合はですね、
0:57:06	弁が開いたり閉じたりっていうのを、頻繁にしてしまっって弁体が振動する現象が発生して、何かいろんな悪さを、
0:57:15	すると思うんですけども、現状の加圧器安全弁のスペック、マイナス。
0:57:22	1.2MPaぐらいあればそういった弁体振動の
0:57:28	というか可能性は特にないという理解でよろしいですかね。
0:57:41	関西電力の植田です。少々お待ちください。
0:58:42	関西電力のクロザワです。
0:58:47	行きどまり圧力食うに対する考慮についてはメーカー設計でおっしゃっていただいた通り、吹き止まり、江藤吹き出し。
0:58:57	圧力吹き始めハタカと、キー止まり圧力。
0:59:01	その差分が小さくならない
0:59:04	程度の設計としております。以上です。
0:59:17	はい。規制庁植原です。はい。
0:59:20	そうですねメーカーの方でもすでにそういう現象に関して考慮されていても設計の中にそういうものが織り込み済みだという理解でよろしいですよ。
0:59:35	関西電力の黒田です。ご認識の通りでございます。以上です。
0:59:41	はい。規制庁江原です。はいありがとうございました。はい、少々お待ちください。
1:00:14	佐瀬規制庁上原です。はい。
1:00:17	これまで33条と15条に関してちょっと確認させていただいたことに関してちょっとこれについては補足説明資料にちょっと充実いただけないかなど。
1:00:29	いうところでお伝えしたいんですけどもよろしいでしょうかね。
1:00:38	はい。関西グループの植田です。33条と15条について補足説明の方に追加するというので、承知いたしました。
1:00:47	はい規制庁植原です。はい。具体的にどういう内容を補足説明資料に充実いただきたいかというところなんですけれども、
1:00:59	33条に関しては三つの圧力、
1:01:02	です。
1:01:03	吹き止まりと吹き始め吹き出し圧力。
1:01:07	もうこの調整方法。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:12	ですとか、
1:01:13	あと吹き止まり圧力っていうのはどのくらいなのかですとか、
1:01:20	はい。
1:01:20	それは先ほどのご説明の通りメーカーがちゃんと考えて真木泊活力に関してはその設定していたところになって、
1:01:32	まして
1:01:33	はい。
1:01:34	そういったところそうですね。補足説明資料に記載いただければと。
1:01:42	思ってましてあと並行型安全弁に関してベローズがどういう働きをするかということに関しても補足説明資料に、
1:01:53	追記いただきたいかなと思ってますけれども、よろしいでしょうかね。
1:02:02	電力の植田です。少々お待ちください。
1:02:20	パーサビブニワでございます今のところはメーカー機密にも、ちょっと多分に関わってくるところありますんで、載せる情報については、申し訳ないんですけれどもこちらで、ある程度の取捨選択はさせていただいてもよろしいでしょうか。
1:02:36	はい。規制庁植原ですはいはいそれでは取捨選択していただければ。はい。はいと思います。
1:02:45	はい。そうですねはいよろしくお願いします。
1:02:58	はい佐瀬こちらの方へ届いてますでしょうかね。
1:03:02	はい。関西電力の植田ですけれども。はい。聞こえております。先ほどの
1:03:09	補足の充実の下、承知しました。
1:03:13	はい。よろしくお願いします。はい。15条保守点検に関してなんですけれども。はい。こちらに関してはですね確認した内容。
1:03:25	に関して、そうですね補足説明資料、
1:03:30	2アノ、
1:03:32	はい。そうですね。記載いただいて充実いただければと思います。具体的には、そうですね申請書添付資料に書かれている四つの保守点検、
1:03:45	に関して特にこの保全プログラム、
1:03:48	ニイヌモノトに基づく点検と定期事業者検査、
1:03:53	ですね、こういったものの関係性。
1:03:56	先ほど確認させていただきましてそういったところに関する、
1:04:02	はい。所です。そっか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	あと先ほど
1:04:07	加圧器安全弁というのを実際に、実際のその点検は別のエリアで実施するということだったんですけど具体的にどこの場所に、
1:04:17	運ん運ぶのかですとかそういった具体的な場所ですね。はい。
1:04:24	そこまで運搬する際にこういった形で運搬してそういったことが実現可能であるというところで重さの観点ですとかあと先ほど何かクレーンでそれを持ち上げて台車に載せると。
1:04:38	というようなことをおっしゃってたと思うんで何かそういったところも、はい充実いただければと思います。
1:04:46	はい。
1:04:47	あとあれですね
1:04:49	分解して、それぞれの部分を、
1:04:53	目視点検したりするということなんですけど目視点検する箇所は結構多いので、
1:05:00	多いということだったので例えば浸透対象検査を実施する箇所として先ほど挙げていただいた3ヶ所、ここに関して浸透探傷検査をやるんだよですとかそういったところ、
1:05:12	そうですね補足説明資料2は充実いただければと思います。
1:05:19	はい。
1:05:22	はい、そうですね。
1:05:26	あと機能、機能性能及び漏えいの
1:05:31	漏えいの検査に関して具体的にどういうことをやるのかと。
1:05:36	先ほど結構漏えい検査ですとかに関してご説明いただいたのでそれに関しても補足、補足説明資料に追加1、いただければと思いますけれども、
1:05:47	佐瀬
1:05:49	以上のことを補足説明資料に充実いただくということでよろしいでしょうかね。
1:06:04	浅井電力ニワでございます。承知いたしました。
1:06:13	はい規制庁ウエハラですはいありがとうございます。
1:06:18	はい、少々お待ちください。
1:06:29	江藤規制庁ニシウチですけど、1個だけアノウエハラから言ってた話の中で、
1:06:33	吹き止まり圧力の設定の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:37	ところに関して何かメーカーの方でちょっといろいろやっていてって話があったと思うんですけど。
1:06:50	衛藤。
1:06:53	書ける範囲で書いてもらってということで結構なんですけど。
1:06:56	何ていうんですかね別にメーカーがやってるからOKっていうそういうつもりは全くないので単純にやってる内容がわかるように書いてもらえればと思います。
1:07:04	特に吹き止まり圧力って、加圧器安全面ってMS湾の安全機能プラスワンの安全機能開機能に関して持ってますけど、
1:07:14	一応その吹き止まりの方についてもクラス2の安全機能を持っているので、そういう意味では吹き止まり圧力についてもしっかり設定しているよっていう趣旨がわかるように記載をいただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:07:30	浅井電力でございますご趣旨理解しました。承知しました。
1:07:33	はい。よろしく願います。他の条文続けて、サカモトの方からですかね。はい。よろしく願います。
1:07:41	規制庁阪本です。
1:07:43	私から何点か質問させていただきます。
1:07:47	17条関係で、
1:07:50	なんですけど、今回補足説明資料の23ページのところで、
1:07:55	十四条の第1項のところを参考として書いていただいているんですけども、
1:08:01	これ加圧器安全弁を
1:08:04	は静的機器であることかなというふうに書いてあって、これってどっかで静的機器はこういうものだったような設定してたりするんでしょうか。
1:08:20	はい。関西電力丹羽でございます。そうですね。
1:08:24	さあ、もともと
1:08:27	外部入力で能動的に機能を果たしにいかないものは静的機器ですんで、加圧器安全弁の場合は、静的機器という整理になってまして、この辺りは、
1:08:39	再稼働新規制基準施行された時に設置許可側でも加圧器安全弁静的機器ということで整理されてございます。以上です。
1:08:51	規制庁サカモトで承知しました。そしたらそういうふうに整理されてる旨も、補足説明資料に書いていただければと思います。
1:09:03	よろしいでしょうか。ありがとうございます承知いたしました。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:07	ありがとうございます規制庁サカモトが続いてなんですけど、同じところですね。
1:09:13	参考のところを書いてもらっている一番下で、
1:09:17	加圧器安全弁は、第十条第 1 項の適用を受けるが、
1:09:22	多重性多様性及び独立性の設計考慮する必要はないって書いてあるんですけど、それでちなみにどういう意味ですねちょっと私の読み方があれなのか。
1:09:31	あんまり理解ができなくてどういう意味か教えていただきました。
1:09:40	はい。関西電力丹羽でございます。技術基準、技術基準規則の第 10 条の第 1 項では多重性及び独立性について、考慮すべき
1:09:53	というのが安全設備に対してであるというふうに規定されてですね、その安全弁、ごめんなさい安全設備対象の安全設備の中に
1:10:04	つき安全で、もう肺機能が明確に規定されてますんで、まず 10 条の第一歩にハタケオオクマ受けるっていうのは、加圧器安全に対しても明確に定められ
1:10:18	てます。
1:10:20	ここの要求については、さらに単一故障を仮定したときにも、その機能が達成できなければならないと。
1:10:32	いう、つまり会議のですね、要求があるんですけども、その時に安易に故障あつてするかどうかというのは、また静的機器と動的機器でまた変わってきてまして、
1:10:45	大関の場合はもう事故大北直後から、もうすぐに仮定しないといけないんですけど、静的機器の場合はですね、
1:10:54	事故が起きて、24 時間以降、長期間にわたって使うものにだけ単一故障を仮定しなさいという規定になってございます。
1:11:05	加圧器安全弁の場合は事故発生直後の方か、ハード的な加圧のタイミングでいらっしゃることが求められますんで長期間使命期間がありませんと。
1:11:17	ですので、不成立である加圧器安全弁に対しては、14 条の規定を受けるんですけども結果して、単一故障を仮定する必要はないと。
1:11:28	つまり、その上での多重者 14 条に基づく対象者、独立性は必要な
1:11:37	規制庁阪本です。
1:11:39	ちなみにですけど前回のヒアリングのときに、
1:11:43	多重性は一応三つ設けることで多重性は確保してますみたいな回答があった気はしてたんですけど、それは別に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:51	十四条のことを言ってるわけじゃないっていう。
1:11:54	その多重性は何の多重性なんですか。
1:12:01	関西電力丹羽でございます。はい。おそらくですね我々もちょっとコメント回答資料を作成しながらひょっとして、あのとき、誤解を招くような、ご説明してたんじゃないかなとちょっと後で反省してですね。
1:12:15	今回
1:12:15	補足の 23
1:12:18	で参考として、技術基準上の扱いを書いたんですけども、前回ご説明したのは、規格上複数台設けなければならない。
1:12:29	という要求があつてそれぞれの各 3 台が共通要因故障で真摯な内容になっていると、ちょっとすいません基準要求と規格の要求をちょっと混同したご説明になってしまってわかりづらくて申し訳ございませんでした。以上です。
1:12:47	規制庁阪本です。
1:12:49	ということは、規格上二つ以上っていう書き方だったと思うんですけど、
1:12:54	二つ以上何でみ、
1:12:57	二つでもいいけど三つ。
1:12:59	設けてその三つ設けてる理由は別にここでいう独立性ではないよ、あと古瀬じゃ多重性ではないよってそういうことですか。
1:13:09	関西電力丹羽でございますその通りでございます。
1:13:14	規制庁サカモトで承知しました。少々お待ちください。
1:13:26	規制庁西内ですけど、ちょっとだけ確認なんですけど、結局だから 17 条 1 項と、
1:13:32	への適合性として、関西電力としては、
1:13:36	静的機器であつて、かつ、長時間、要求がきアノ機能が要求されるものではないので、言うなれば、特に何もやってませんとそというような理解でいいんですかね。
1:13:50	要はそういう設備であるのでっていうことをもって、
1:13:53	特段それ以上の配慮っていうことをしていないってそういう理解でいいんですかね、10 条 1 項としては。
1:14:00	他電力ニワでございます。はい、端的に申し上げますとそういうことになります。わかりましたわかりました規制庁西内です。ちょっともう 1 個だけ聞きたいのがまず、
1:14:08	ちなみに 3 個設けた理由って、どういうところから来てるんですかね。
1:14:13	そうは言ってもっていうそういうような意味合いですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:21	電力のウエダで少々お待ちください。
1:14:49	関西電力宮でございます。その辺りはですね、設定根拠に関する説明書を見ていただきたいと思いますけれども、添付 2 の 3 ページをご覧ください。
1:15:07	はいどうぞ。
1:15:10	はい。もともとですねこれ、味そうは言っても多重せよという意味ではなくてですね簡単に言うと 3 台で、最も必要な時の容量を達成できるように 3 台で、100%、
1:15:25	の容量を持つてるという位置付けになります。この総容量はここに書いてある通りですね、いきなり 100%の負荷がいきなりストンド、おっしてしまったときに、主蒸気安全弁だけで、完全に
1:15:40	一次冷却材の加圧、加圧器への最大サージ量って書いてますけどそれが吸収できるような、総容量を 3 台で負担していると。
1:15:51	いう位置付けになってますんで、多重性という意味ではございませんで、個数については、2 個以上の設置っていうのが要求されてて、結果して 3 台、3 セットすると。
1:16:04	いうふうにしてます。
1:16:06	以上です。
1:16:09	はい。規制庁西内です。すいません若干
1:16:13	2 項で結局 100%なのかどうかっていうのは若干自分の中に迷子になっちゃったので、100 アノサングで 100%容量で理解しましてありがとうございます。で、
1:16:21	あともう 1 個だけ
1:16:23	この補足説明資料の 23 ページのところ、
1:16:28	(1)のところ、結局独立性に関する設計上の考慮っていう形で、3 倍が共通要因故障に至らないように、以下の設計上の考慮がなされてるって書いてるじゃないですか。
1:16:39	これはさっきの 14 条 1 項への適合性として結局だから、静電気であつてとそういうことで、達成してんだと何かここを変えた意味って何かあるんですけど。
1:16:51	何かこの設計上の考慮を今ここに書いてる、意味合いがちょっとよくわからなかったんですけど。
1:16:56	関西電力丹羽でございますおっしゃる通り、10 条 1 項に関して、書いてあるというものではございません。これは単に十四条の 1 項はさておい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、横に置いて3台が同時にしないということが説明したかっただけでございますみたい、意味がないという、
1:17:14	以上です。
1:17:15	規制庁西内です。であれば多分順番逆にしてもらってもいいかもしれないですね。要は、下(1)加圧器安全弁の独立性に関する話が始まるので、もう少し言うとあれですよ多重性または多様性。
1:17:27	及び独立性に関する考慮として、まず静的機器であって、長期間機能が要求されないのので話を書いて、なお、
1:17:36	何、3台が同時に死なないようにこういった設計上の考慮をしているってそういうことですよ。で、何だそれってむしろ15条の、15条じゃないか、14条の2項の環境条件としてそういう設計上の考慮しているっていうだけな気もするので、
1:17:51	何か、どこで何を書かかっていうのをちょっと少し整理をいただいてもいいのかなと思いました。
1:17:58	関西電力丹羽でございます。全くおっしゃる通りですんで、ちょっとここ、環境条件で書いてることをもう1回書いてるだけですんで、ここはですね14条第1項の取り扱いを参考にしたところをメインに据えてですねちょっとここ、
1:18:13	ちょっと削除した方が、説明書としてはわかりやすいかなと思いましたんで、そのようにさせていただきます。以上です。
1:18:32	規制庁西内です。
1:18:35	環境条件として考慮している内容はすごい何かまとまってわかりやすいかなと思ったので、よければ、14条以降としてはこうんにこの環境条件としてはこういったものをつけていう流れで何か書いてもらえれば、
1:18:46	もちろん14条2項の話は健全性の説明書の記載事項もちょっと整理いただくのかなと思ってますので、それとあわせてちょっと環境条件として結局こういうものを最終的にやってるんだよというのは補足ベースでまず整理いただければいいのかなとはちょっと思います。それも含めてちょっと補足の記載はご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。
1:19:07	関西電力の方でございます承知いたしました。
1:19:13	規制庁阪本です。続いてなんですけど、
1:19:17	27条関係で、原子力冷却材圧力バウンダリ関係で、27条としては、補足説明資料のところに、基本設計方針に書いてある通りという書き方をしている、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:31	圧力バウンダリに加わる負荷に耐える設計とするということは書いてあるんですけど、具体的に何をもってそういう設計にしているかというのをご説明いただきたいんですけどよろしいでしょうか。
1:19:48	関西電力の植田でございます。27条の観点ということで一次冷却材下の圧力ですね、圧力に対して加圧器安全弁がきちんと負荷に耐えると、
1:20:01	いうことを設計上、確認しているというものでございます。
1:20:09	以上です。
1:20:10	規制庁阪本です。具体的に何か、例えばプラスワン機器だったら、
1:20:15	プラスワンキーとしての強度を有する設計とするみたいなそういう形。
1:20:20	説明はあると思うんですけど、今回クラス1機器では、機器ではないですし、何かそういう、何をもって、
1:20:31	担保しているかという
1:20:33	説明いただき、
1:20:41	その関西電力においてございますそうですねここに説明書も、該当するものがないのでつけてないんですけども、当然、同じように、設計した板厚が、材料がですね、
1:20:57	一次冷却材の圧力でも耐えられるかどうかという強度計算はきちんとしてございます。
1:21:04	そういうふうに思って確認しているというふうに申し上げました。以上です。
1:21:15	規制庁阪本です。
1:21:17	ありがとうございますちなみにですけど、プラスワン機器の場合は、おそらくその強度計算とかがあっていうので、添付でつけて説明してもらってと思うんですけど、手法とかそういうものも、は、
1:21:28	同じものを使っているというそういう理解でよろしいですか。
1:21:38	関西電力の浦でございます。安全、加圧器安全弁の場合はですねそういういたせの強度設計みたいなところは設計建設規格にも、
1:21:49	規定がないので、こっから先はですねすめ規格であるとか、既存の規格を引用しながらメーカーの方で設計していて我々もそれを確認しているという位置付けになります。
1:22:03	以上です。
1:22:10	規制庁サカモトで承知しました。今これだけの資料だと、そこら辺がわからないので補足説明資料に、
1:22:18	どういう規格を使ってどういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:22	この 27 条に適用して適合してるってことがわかるって説明を追記していただけますでしょうか。
1:22:35	はい。関西電力丹羽でございますちょっとその辺りも、適用し、する規格、どの辺りまで変えていいかは、メーカーと相談しながらですけどもきちんと共同設計をしているという面は書けるようにしたいと思います。承知しました。
1:22:54	規制庁西内ですけど、ちなみに設計建設規格とか材料規格D、いわゆるプラスワン機器、倉沢辨野の共同計算の手法とかもいろいろ書いてますけど、
1:23:05	一応それとは違うっていいんですよね、今おっしゃっていただいているような話は。
1:23:12	はい関西電力丹羽でございますはい。その通りにはなってございません。
1:23:17	その通りで、
1:23:18	規格を用いてます。ただ一部準用できるところは準用してる部分もございます。はい。規制庁ニシウチそうですねちょっと
1:23:27	そうですね、どういう手法をどういう規格に基づいてるかっていうのがちょっと、
1:23:33	情報が全くなかったのそこら辺がわかるようにとは思ったところでした。はい。ちょっとまず補足説明資料の方。
1:23:40	少なくとも添付資料とかに上がってくるそういう話ではないと理解してますので補足説明書の方で充実いただければと思います。また確認内容させていただきますのでよろしくお願いします。
1:23:52	ご連絡ありがとうございます承知いたしました。
1:23:59	規制庁阪本です。続いてたんですけども、
1:24:03	57 条の重大事故等対処設備関係ですね。
1:24:08	第 2 項の第 1 号で、事故の収束のために必要な容量を有することって規定があってそれって、
1:24:16	ちなみに確認はしていると思うんですけど、
1:24:19	どこで読むのかなと思ってそれをお聞きしたいんですけどよろしいでしょうか。
1:24:32	関西電力の植田ですけども。すいません。申し訳ないんですけど、もう一度ご質問を伺ってもよろしいでしょうか。失礼いたしました。はい。規制庁阪本です。54 条の重大事故対処設備関係。
1:24:44	条文の第 2 項第 1 号のところで、重大事故等の収束ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:52	に必要な容量を有することっていうふうに規定されていて、
1:24:58	その辺、ここで見てみたいなのが、
1:25:01	店舗
1:25:01	を説明しようでわからなかったの、どこで見ているのか。
1:25:05	教えてくださいという質問です。
1:25:20	関西電力丹羽でございます。
1:25:22	事故収束の観点ですけれどもこの加圧器安全弁がSA設備として使われるのはですね、原子炉が停止すべき時に停止しないときに、
1:25:34	10 現在系統が過圧になってしまうので、その加圧を防ぐためにその時に安全弁を作動させるというし、位置付けですんで事故収束のためではないので、ここは、
1:25:48	その間で触れてございません。以上です。
1:25:51	規制庁阪本です。少々お待ちください。
1:26:04	規制庁阪本です。一応、だから収束するのに必要だって認識があって、ただ、
1:26:13	54 条のその健全性とかじゃなくて資料の 3 とか、
1:26:18	うちの 2 課 2 とか 7 とかの容量とか吹き出し設定のところを確認しているのかなと思ったんですけど、認識違いますかね。
1:26:31	電力のイイダです少々お待ちください。
1:26:52	関西電力丹羽でございます。今いらっしゃってなくて、
1:26:58	使用料では
1:27:00	資料 7 は、安全弁の吹き出し量計算書ですんで、この量で
1:27:07	SE パーツ防止ができる、というのは前提にしてございます。
1:27:13	以上です。
1:27:17	規制庁サカモトで少々お待ちください。
1:27:28	規制庁阪本です。
1:27:31	とですね。
1:27:32	この要領についてなんですけど、新規制の許可時の方で使って、
1:27:37	同じく許可の方にも対応する条文があってそこでも料理を見ていて、
1:27:42	今回
1:27:45	加圧器安全弁は、
1:27:48	あれですね緊急停止失敗時に、臨界するときに使う設備にあたってその許可時の方載せ、
1:27:56	あれはまとめ資料ですか、説明資料の容量のところには、
1:27:59	一応、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:01	同 1 冷却材の加圧のピークを抑えるために使用する、加圧器安全弁は っていうので有料に対して十分であることを確認しているってこと で、
1:28:10	書いてあったので、同じく、
1:28:12	今回の
1:28:14	後任の方でも、
1:28:17	適用常務として見てるんじゃないかなと思って質問させていただいたん ですけど。
1:28:21	認識は合ってますか。
1:28:31	関西電力宮でございます。すいません。そのご認識の通りです。
1:28:38	ですね添付 2 の方で、
1:28:42	SA時において使用するヒガシ圧力として、DBと同じ方法で、17.1、
1:28:51	してございますんで、その 5 日の通りです。以上です。
1:29:00	規制庁坂元です。添付 7 の有料の方を見てるわけじゃないんで、
1:29:06	それを見てっていう認識ですかね。あわせて容量っていうことでよろしい ですかね。
1:29:27	佐渡泉谷でございます。まず、ここで考慮する余剰と、
1:29:33	の収束に必要な容量の話なんですけれども、基本設計方針のですね、
1:29:42	4 ページの 5.1. 1.4 報
1:29:46	等というところ、お開きください。
1:29:51	はい。確認できてます。
1:29:56	はい。その一番最後、
1:29:58	要は、
1:30:00	いうふうに書いてあってですね必要となるポンプ容量、容量云々かんぬ んとありまして、
1:30:07	していただきまして、作動信号の徹底及び吹き出し圧力の設定
1:30:15	いうふうに書いてあってですね、先ほど添付 2 でいたし圧力 17.16 が、 SSにもテレビとかについて戦略として使うと。
1:30:28	いうことを明確に書いてございます。
1:30:32	規制庁坂本です。ちなみにですけど、この今の、
1:30:37	要領等のところの、次の 75 ページのところにある弁、放出流量っていう のは、吹出し量とはまた別ということですかね。
1:30:51	浅井二ノミヤでございます。すいません途中、すいませんご説明途中で 終わってしまいまして、資料 7 の要領の方もですね、当然ながらですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:02	SAの 57 条に対応してるものですんで、この容量も、SA設備として必要な容量を備えているという説明になります。
1:31:12	以上です。
1:31:13	規制庁阪本です。承知しましたということは整理すると、54 条の第
1:31:18	2 項 1 号の収束に関する容量を有することっていうのは、今回は添付資料の 2 の背と圧力と 7 の吹き出し容量で見ていると、そういうことでよろしいですか。
1:31:30	関西電力宮でございますその通りでございます。
1:31:34	規制庁サカモトで承知しました。
1:31:47	規制庁阪本です。あと残りなんですけど 20 条関係で、午前中のヒアリングの時にも、
1:31:56	あと、記載を充実させていただくっていう話で、
1:31:59	にあったと思うんですけどちょっと、
1:32:01	どこをどう書くかっていうか、
1:32:03	何を載せるかっていうところでちょっと認識合わせしたいなと思ったんで 1 回確認させていただきたいんですけど。
1:32:10	設計建設規格の方で、
1:32:13	まず、SR場実証ですね、安全弁とSRVの
1:32:20	2010 番の 1 杯状況のところ、クラス 3 機器に切設置する安全弁等に使用する材料っていうところで、おそらくこれVBの 2002 飛ばされてると思うんですけど、
1:32:30	そこに多分適用する素行等、
1:32:33	いうふうに設計して設計材料を選定するかというところは、はい。
1:32:37	補足説明資料に書いていただきたいと。
1:32:42	です。VRの 3000 番台の設計のところは、今、前回のヒアリングを踏まえて今回変えてもらっていると思って、
1:32:53	吹き出し、
1:32:55	3100、
1:32:56	番の引き出し要求、3110 番の容量計算のところっていうのは、
1:33:02	おそらく資料の 7 ですか。
1:33:05	のところでそういう、JISに従って計算していることが書いてあるんですけど、
1:33:11	できたら、
1:33:13	補足説明資料で一覧で見れた方がいいのでそこにもう真子

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:18	簡単でいいので例えば添付資料 7 に記載してます、その要求についてはそこに記載してますっていうふうに書いていただけると。
1:33:25	いただけますかね。
1:33:27	あとは、
1:33:29	SRVの 5000 円のところで件数、完成検査っていうのもあってこれもおそらく、
1:33:34	ベースに従った時じゃない、設計建設規格に従っている場合は見ていると思いますので、同じく記載いただければと思います。
1:33:44	続けてになりますけど、かつ防護に関する規定の方でも、
1:33:49	同PPの 2000 ですか、のところで、
1:33:52	構造及び材料っていうの多分、(1)と(2)が構造に関することだったので、今回書いていただいていると思うんですけど、(3)番、同じく結局は、
1:34:01	設計建設規格に飛ばすんで同じことだと思うんですけどそれも、
1:34:04	書いていただいて、
1:34:07	やっとなら 3000 番台の安全弁等の設置、
1:34:12	のところで、これもおそらく、設備設計
1:34:16	での、
1:34:17	資料の資料 2 の方に、
1:34:19	2 個以上設けるとか、
1:34:21	1.1 倍以下に補助する容量っていうのは書いていただいているんですけど、同じく補足説明資料にもそこに書いてあるよってことだけでいいので、
1:34:28	横並びで記載していただきたいなと思う。
1:34:32	ウノ容量 7000 万台の安全弁の容量についても同じくです。
1:34:36	ちょっと 1 点確認なんですけど、
1:34:39	この 4000 万台にある 8 階建てですか。
1:34:43	台湾は、これは別に設置してないっていう理解でよろしいんですよね。だから要求とかは特にか。
1:34:55	はい関西電力宮でございます。そうですね破壊パワポ風に別ものになりますんで今回は関係ございません。補足の充実。
1:35:05	ついてはですね、安全弁の設計関係当然違ったみたいに構造だけでなく材料もという話の延長線上で、要領といった機能性能に関わるようなところも網羅的時、
1:35:19	すでに説明書がある部分はその引用でいいので、一覧でわかるようにして欲しいという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:25	ことかなと承りましたけど、それでよろしかったですかね。
1:35:28	規制庁坂本です。はい、そのようによろしくお願いします。
1:35:38	私からは以上です。
1:35:42	規制庁西内です。ちょっと最後に1点だけなんですけど、
1:35:46	流体振動の話で、今回、
1:35:52	今回の届け出範囲には懸念される箇所が存在しないというそういう趣旨の説明いただいていると思うんですけど、ちょっと具体的にちょっと認識を確認しておきたいのか配管内円柱構造物、要は計器類とかを、配管の中にいえるような時、
1:36:08	そっち側の円柱構造物の方の話で、
1:36:13	具体的に今回の添付資料届け出の添付資料だと、事例規格、
1:36:21	経営企画、
1:36:22	事例規格、
1:36:24	弱。
1:36:26	ちょっとだけお待ちくださいすいません。
1:36:30	妹尾。
1:36:32	円柱構造物のに関する規定の、
1:36:35	規格の適用範囲に今回の届け出範囲が該当しないからっていうふうに書かれてるんですけど。
1:36:42	古謝瀬上、円柱構造物これ配管内の円柱構造物についての適用として書かれていて、
1:36:50	要は辨野ナカってどういうふうに考えてるのかなっていうちょっと認識だけ確認をしておきたかったんですけど。
1:36:57	今回の話でいうと、例えば弁体、現場要は弁の中にいわゆる予備系の部分あるじゃないですか、要はいうなれば排管管的な部分があるじゃないですけどいいか。
1:37:09	そういうところ2の配管内の円柱コマそういったところに円柱構造物がないようなことを確認をしているっていうそういうような意味合いで使われてるんですかね。
1:37:19	要は、スミダと配管内って書いてあって、今回弁なので、そもそも適用ない適用範囲とかそこそこの行く前に配管。
1:37:29	じゃないから、見てないとかそういう意味合いなのか、弁の中でも、そういう配管に類するような箇所については、それを準用するとか参照するような形で適用するようなイメージで、確認をされているのか、どういう確認をされてるかっていうのをちょっと確認させてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:50	関西電力の丹羽でございます後者でございます弁の中に、そういった円柱状の構造物がないということを確認しているとそういった考え方でございます。
1:38:02	規制庁西内です。だから雑目の方だと配管内っていう書き方をしてますけど、いわゆるそれが
1:38:09	配管、例えば現例施設の中で言う配管だけに限定してるわけではなくて、
1:38:15	辨野ナカノ、この予備系の部分とかそういったところがないことも確認をされているってそういうことですね。
1:38:23	はい。菅さん。
1:38:26	関西電力の例でございます。その通りでございます。基準要求がですね別に容器とかパンとかポンプとか弁とか、配管に限った要求ではございませんので、やはり、
1:38:41	考慮して、
1:38:42	ましたので、
1:38:43	整理としては以上です。
1:38:46	規制庁西内ですわかりました。ちょっと、その旨だけ補足説明書の方で記載いただいてもいいですけどどこに記載いただいても結構ですので、
1:38:54	例えば適用条文のところとかでもさらっと書くくらいでも結構です。
1:38:59	どこかしらに記載いただけるだけで結構ですよ、お願いしてもいいですか。
1:39:04	はい関西電力丹羽でございます。僕はちょっと座りのいいところを探してきます。
1:39:09	はい。よろしく申し上げます。
1:39:12	衛藤規制庁側から確認事項他にありますか。
1:39:20	コジマ。
1:39:24	規制庁中ですけど、
1:39:26	適用条文のですね整理結果のところをちょっと事実確認なんですけれど、資料2のですね、
1:39:35	11 ページ目で、
1:39:38	今 57 条というところで、
1:39:41	適用要否の判断もあるということで書いてるんですけどもその理由はですね。
1:39:47	多分今 20 条と同じ書き方になってるかと思うんですけど、
1:39:51	これSA条文なので、清条文としての理由として記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:56	が書いてないんじゃないかと思うんですが、その認識についてご説明いただけますでしょうか。
1:40:10	朝日電力のウエダです少々お待ちください。
1:40:26	関西電力丹羽でございます。ご承知はおそらく、これでBと全く同じことを書いてしまってるんだけれども、その前に、これがSAとして使うんだっていう、
1:40:39	その入口のところを書かないといけないのじゃないかという指摘かと思ったんですけれどもそれでよろしいでしょうか。はい。57条の要求事項に照らしてですね。
1:40:50	どう理由としてが、記載されてないので、
1:40:54	そういう、
1:40:56	ことでの整理ということなので、それに沿った記載にしていきたいということです。
1:41:04	はい、承知いたしました。そうです。まずは衛星として使う安全弁であるということ、まず、充実します。ありがとうございます。
1:41:12	はい。
1:41:13	規制庁仲です。あとはですね、
1:41:16	とそれに関連して、
1:41:19	そうですね。
1:41:21	関係する添付書類の要否なんですけれど、
1:41:26	同じく資料2の18ページ
1:41:29	一番下にその安全弁及び逃がし弁の吹出し量計算書というのが、
1:41:35	貼付要否でバツになってるんですけど、
1:41:39	手数提示されて、
1:41:42	おられる資料構成を見るとですねこれは0になるのではないと思うんですがその、
1:41:48	見解について説明いただけますでしょうか。
1:41:54	はい。関西電力の書写まちください。
1:42:53	関西電力丹羽でございます。
1:42:56	ただ資料計算の説明書ですね、添付7の4ページ。
1:43:02	をご覧くださいませでしょうか。
1:43:13	とりあえず説明お願いします。はい。よろしいですか。ここにですねご指摘の通りですね
1:43:19	計測制御系統施設ⅡのSAとして兼用するんですけども、これ兼用でしてあくまで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:28	ここに書いてある通りですね、使用する系統構成とか、方法についてはDBの時と変わらないので、兼用側ではなくて、デービー側の現0施設として確認したということで、準備としては確かについてるんですけども年齢側での添付というふうに整理させていただいております。以上です。
1:43:50	規制庁仲です。ちょっと資料が見えなくなってしまったんですけど
1:43:55	この吹き出しの計算書自体は、今回付けていてそれで、
1:44:02	一応ですねし、
1:44:04	と。
1:44:08	1000分の
1:44:11	そうですね。
1:44:14	一応添付003の添付の7-1。
1:44:20	というところにですね概要としてこれが南條と南條に基づく説明書かというところですね。
1:44:27	一応20条とその54条というふうに、
1:44:32	一応SA条文としてもですね、挙げられてるので、
1:44:38	なおかつ別表上は多分計測制御系にも安全面ふやし計算書というのはつけるということになってるんで結果的にですね、
1:44:46	両方合わせたものだと思うんですけど、SAという観点での添付ということであればですねここは0なのかなという認識なんですけど、違うんでしょうか。
1:45:01	ちょっとここ、整理の問題かと思うんですけども、位置付けも含めて、この添付要否マルするんだということであれば確かにマルすることもできるかなと思いますんで、そういう整理をすべきということでしたら、ここ、②、
1:45:20	見直させていただこうと思うんですが、いかがでしょうか。
1:45:25	はい。そういう見方というか、そもそもそのエッセイの計測系としての、
1:45:31	吹き出し計算書かと思ってるので、
1:45:35	少し事実関係を踏まえてですね、正確に記載していただければというふうに思ってます検討の余地があればちょっと検討をお願いします。
1:45:45	そうしました。
1:45:51	規制庁西内です。
1:45:53	他に規制庁側から確認事項よろしいですかね。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:57	すいませんちょっとヒアリングにバンド過ぎちゃいましたけど、ヒアリングこれで今日は終了にしたいと思います。午前中確認させていただいた事項も含めて、
1:46:09	ちょっと補正の話も含めてちょっとご検討なのかなと思ってますのでちょっとまずは
1:46:16	補足説明資料の方を含めて充実いただいて、ちょっと資料提出、もしくは補正するのであればその旨のご連絡等々またご連絡いただければと思います。
1:46:26	関西電力の方から何か全体通してありますでしょうか。
1:46:33	浅井電力宮でございます承知いたしました。えーっとですね、そしたらまず補正、
1:46:41	補正をさせていただくんですけれども、なので、補正したバージョンと
1:46:49	補足説明
1:46:51	資料の充実した結果、
1:46:53	先に補足説明の充実を送らせていただきますようかちょっと、進め方だけご相談させていただきたいなと思ひまして補足の充実もしますし、補正に向けて、資料見直させていただくんですけれども、
1:47:06	先ほど言われてました通り、クラス1、午前中言われてました通りクラス1、SCCの説明書についてはですね社内でも、事業本部とも相談してですね、やっぱりここは、
1:47:19	添付としてはつけずに、付則に落とすのが、
1:47:24	だろうという見解に至りましたんで整理としてはできましたんであとは、補足もですね、補正に向けた書類の整理もですね、こちらとしてはできるような状態にはなって、
1:47:37	作業を進める状態にはなってございます。
1:47:41	なのでちょっとその上では、
1:47:43	書類の確認いただくタイミングとか、順番とかちょっとどうさしていただきましょうか、っていうちょっとご相談お願いいたします。
1:47:51	スケジュール感としてはまずは補足説明資料充実いただいて、ご提出いただいて内容確認という形でいいのかなと思いますので、もちろん
1:48:01	一応今概ね全体確認ワーの進捗している理解ですけども、
1:48:07	もしその結果何かまた追加であるのであればそれも踏まえて補正っていうことになりうると思うので、順番的にはまず補足説明資料、今日の話の踏まえて、補足説明資料を充実いただいてご提出いただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:20	内容が特になければ、そのまま通り想定してる内容で補正いただければ、最後、また補正内容を確認させていただいてってという流れでいいんじゃないかなと思いますけども。
1:48:31	はい。
1:48:34	はい。関西電力宮でございます。承知いたしました。
1:48:37	はい。
1:48:38	全体、そういう意味で言うと来週、これ一応 30 日能確認期間があります、ある案件ですので、
1:48:47	来週早めにまた補足説明資料、後ご提出いただければ確認させていただいてってような流れかなと思いますか。
1:48:55	はい。
1:48:56	その点も含めてまた東京支社の方通じてでも事務、事務的な日程に関しては、またご連絡いただければと思いますので、
1:49:03	何か現時点で他にありますか。
1:49:11	電力三輪でございます。そうしますとまたスケジュール感を東京支社ついてご相談させていただきます。その他は特にございません。
1:49:19	はい。規制庁西内です。規制庁側もよろしいですかね。はい。では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:49:29	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。